

宇土市第4期障がい者プラン
宇土市第7期障がい福祉計画
宇土市第3期障がい児福祉計画



令和6年3月

宇土市

はじめに

近年、障がい福祉を取り巻く環境は大きな転換期を迎え、少子高齢化や人口減少の進展、家族形態の変化等、社会情勢の変化に伴い、ニーズも多種多様化しています。

本市におきましては、「障がいのある人、ない人にかかわらず だれもがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、「宇土市第3期障がい者プラン・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」のもと、障がいのある人が自立して社会の中で生活していくために、福祉サービスの充実を図るなど障がい福祉施策を推進してまいりました。

この間、国においては障害者総合支援法、児童福祉法、障害者差別解消法や子ども・子育て支援法等の改正を行うなど様々な取組を進めてきました。また、障害者基本計画（第5次）が策定され、全ての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた障がい者施策の方向性が示されました。

今回、現行の計画期間が令和5年度末をもって終了することから、国・県の動向、計画の進捗状況及びこれまでの施策の現状と課題等を踏まえて計画の見直しを行うとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に図ることを目的として、新たに「宇土市第4期障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後は、計画の実現に向けて、関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、障がい福祉施策の推進に努めてまいりますので、市民の皆様のおなごの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、関係各位に感謝を申し上げますとともに、アンケート調査等に御協力をいただきました多くの皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

宇土市長 元松茂樹



目次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 持続可能な開発目標（SDGs）の推進.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制.....	3
(1) 宇土市障害福祉計画等策定委員会.....	3
(2) 実態調査.....	3
(3) 事業所アンケート調査.....	4
(4) パブリックコメント.....	4
第2章 障がい者等の状況	5
1 人口の動向.....	5
(1) 人口構造.....	5
(2) 年齢3区分別人口の推移.....	6
2 手帳所持者の状況.....	7
(1) 身体障がい者・児の状況.....	7
(2) 知的障がい者・児の状況.....	8
(3) 精神障がい者・児の状況.....	9
3 難病患者の状況.....	10
4 障がい者雇用の状況.....	11
5 特別支援学校、特別支援学級の状況.....	12
第3章 基本理念	14
第2部 各論	15
第1章 障がい者プラン	15
1 安全・安心な生活環境の整備.....	15
(1) 住宅の確保.....	18
(2) 移動しやすい環境の整備.....	18
(3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進.....	19
2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	20
(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上.....	23
(2) 行政情報のアクセシビリティの向上.....	23
3 防災、防犯等の推進.....	24
(1) 防災対策の推進.....	27
(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止.....	28

4	障がいに対する理解と交流の促進.....	30
	(1) 障がい者への理解と差別解消の促進.....	32
	(2) 権利擁護の推進と虐待の防止.....	33
	(3) 福祉教育の充実.....	34
	(4) 精神障がい者の社会参加.....	34
	(5) ボランティア活動の振興.....	35
5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	36
	(1) 意思決定支援の推進.....	39
	(2) 相談支援体制の構築.....	40
	(3) 在宅福祉サービスの充実.....	40
	(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実.....	41
6	保健・医療の推進.....	42
	(1) 保健・医療の充実.....	43
	(2) 精神保健福祉の充実.....	43
	(3) 難病に関する保健・医療施策の推進.....	44
7	雇用・就業、経済的自立の支援.....	45
	(1) 総合的な就労支援.....	48
	(2) 経済的自立の支援.....	49
	(3) 障がい者雇用の促進.....	49
8	教育の振興.....	50
	(1) 療育の充実.....	52
	(2) 学校教育の充実.....	53
	(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実.....	54
9	文化芸術活動・スポーツ活動の支援.....	55
	(1) 文化芸術活動、スポーツ活動の支援.....	56
第2章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....		57
1	障害福祉サービス等に関する成果目標及び活動指標.....	57
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	57
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	57
	(3) 地域生活支援の充実.....	59
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	60
	(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	62
	(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	63
	(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	66
	(8) 発達障がい者等に対する支援.....	67
2	障害福祉サービス等に関する各サービスの見込量.....	69
	(1) 訪問系サービス.....	69
	(2) 日中活動系サービス.....	72
	(3) 居住系サービス.....	77
	(4) 相談支援.....	79
	(5) 障がい児支援.....	81

3	地域生活支援事業に関する各事業の見込量.....	84
(1)	理解促進研修・啓発事業.....	85
(2)	自発的活動支援事業.....	85
(3)	相談支援事業.....	86
(4)	成年後見制度利用支援事業.....	87
(5)	成年後見制度法人後見支援事業.....	87
(6)	意思疎通支援事業.....	88
(7)	日常生活用具給付等事業.....	89
(8)	手話奉仕員養成研修事業.....	90
(9)	移動支援事業.....	90
(10)	地域活動支援センター事業.....	91
(11)	訪問入浴サービス事業.....	92
(12)	日中一時支援事業.....	92
(13)	地域移行のための安心生活支援事業.....	93
(14)	レクリエーション活動等支援事業.....	94
(15)	点字・声の広報等発行事業.....	94
第3章	計画の推進体制.....	95
1	計画の推進のために.....	95
2	推進体制の整備.....	95
(1)	計画の達成状況の進行管理.....	95
(2)	関係機関等の連携.....	95
資料編	97
1	宇土市障害福祉計画等策定委員会設置条例.....	97
2	宇土市障害福祉計画等策定委員会策定委員名簿.....	99
3	用語集.....	100

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

我が国では総人口が減少する中で少子高齢化が進み、身体障がいのある高齢者が増加する傾向にあります。この背景には加齢に伴う身体的な機能の低下やそれを原因とする怪我、病気等により障がいとして認定されていることがあると考えられます。また、発達障がい、情緒障がいなどのある児童・生徒の増加、さらに現代社会におけるストレスなどを要因とした障がいの増加や重度化・重複化の傾向がみられています。

国においては、平成23年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正等の法整備が進められ、平成26年には「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されました。また、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されています。

本市においては、平成30年3月に策定した「宇土市第3期障がい者プラン」と、令和3年3月に策定した「宇土市第6期障がい福祉計画」、「宇土市第2期障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、国の基本指針や障がい者を取り巻く社会状況等の変化を考慮した上で、障がいのある人、ない人にかかわらず、ともに安心して暮らせる社会の実現を目指し、新たに「宇土市第4期障がい者プラン」・「宇土市第7期障がい福祉計画」・「宇土市第3期障がい児福祉計画」を策定します。

「障がい」の表記について

熊本県において定めた基準に準じています。具体的には下記のとおりです。

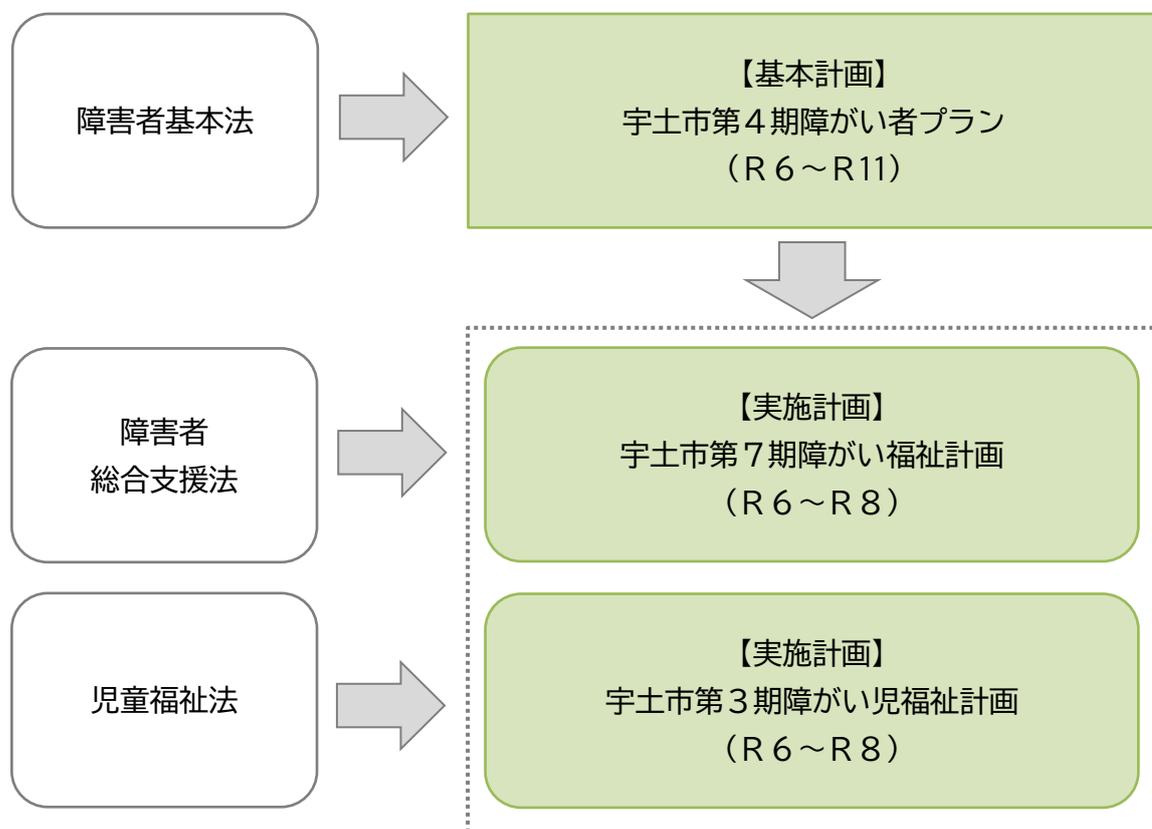
- (1) 「障害」という言葉が単語又は熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記とします。
- (2) 法令、条例、規則、要綱等若しくはこれらを引用する文書において法律用語として用いる場合は固有名称等の表記は、従前どおりとします。

2 計画の位置付け

障がい者プランは、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される基本的な計画です。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」として、障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。計画の策定においては、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「国の基本指針」という。）に基づき、本市における障がい者、障がい児の新たな課題に対応するため、実績やニーズ等を踏まえた上で、数値目標の設定やサービス需要の見込み量の算出を行います。

なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい者プランの「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画として一体的に策定するものとします。



3 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

「持続可能な開発目標」（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。本市においても、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの理念を踏まえ、取組を推進していきます。



4 計画の期間

「宇土市第4期障がい者プラン」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、「宇土市第7期障がい福祉計画」、「宇土市第3期障がい児福祉計画」の計画期間は、前期3年間にあたる、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

5 計画の策定体制

(1) 宇土市障害福祉計画等策定委員会

保健・医療・福祉関係者、各種団体の長等により構成する「宇土市障害福祉計画等策定委員会」において、計画内容などについての検討を行いました。

(2) 実態調査

計画策定にあたっては、障がい者の生活実態やニーズなどを把握・分析するため、本市において身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方、障

害福祉サービスや児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を利用している方の中から無作為抽出しアンケート調査を実施しました。

【調査の方法】

郵送による配付・回収及びインターネットによる回収

【調査の期間】

令和5年5月9日～令和5年5月31日

【回収結果】

調査種類	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
障がい者	1,153人	622人	53.9%
有効回収数の手帳種別（※手帳の重複含むため合計不一致） 身体障害者手帳 382人、療育手帳 87人、精神障害者保健福祉手帳 171人			
障がい児	210人	116人	55.2%

（3）事業所アンケート調査

市内のサービス事業所を対象に、今後の障害福祉サービス・地域生活支援事業等に関するアンケート調査を実施しました。

【調査の方法】

郵送による配付・回収

【調査の期間】

令和5年6月1日～令和5年6月15日

【回収結果】

調査種類	調査件数	有効回収数	有効回収率
事業所	70件	62件	88.6%

（4）パブリックコメント

幅広く市民の皆様の声を聴くため、計画案をホームページに掲載するとともに、福祉課などでも閲覧できるようにするなど、パブリックコメントを実施しました。

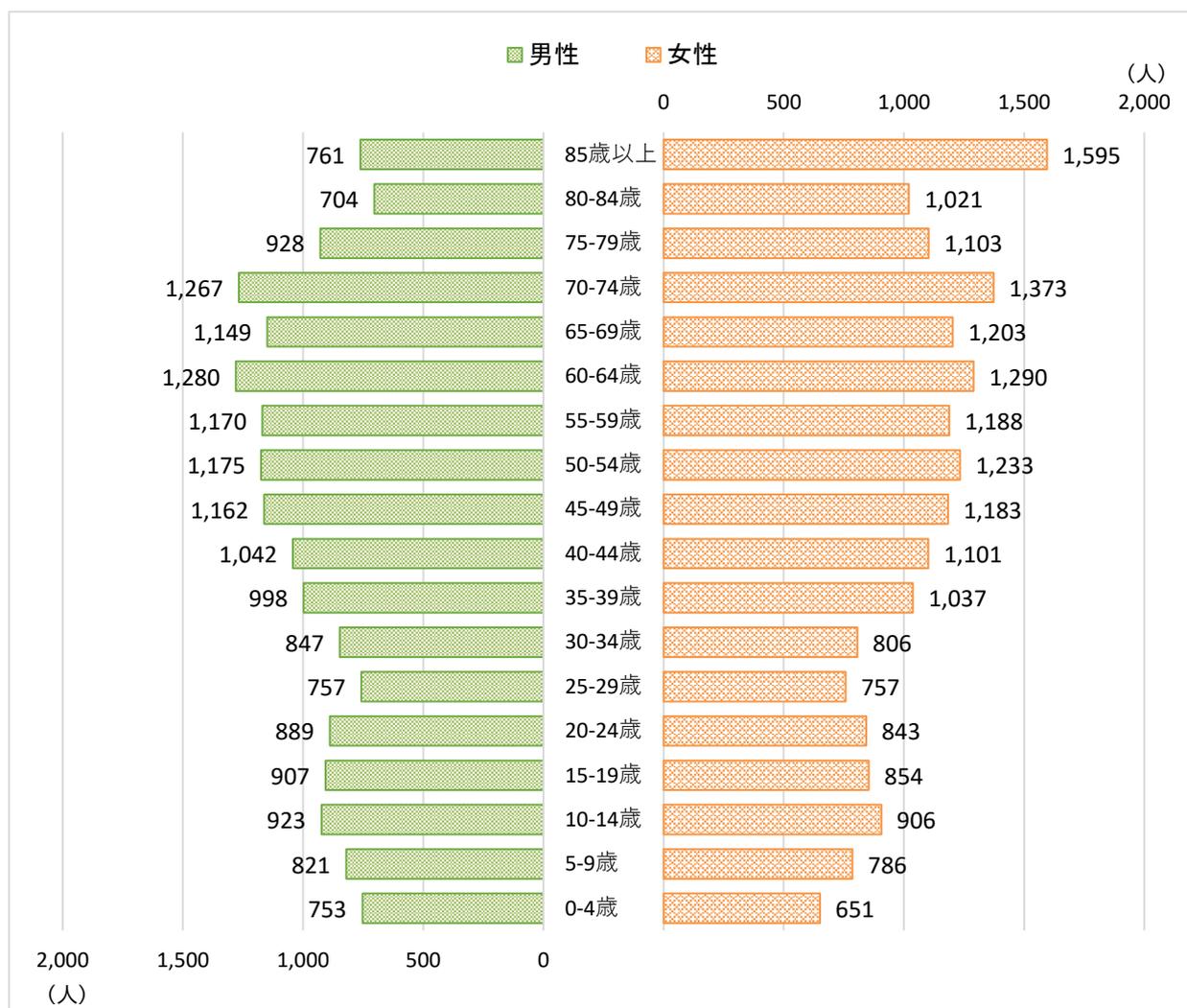
第2章 障がい者等の状況

1 人口の動向

(1) 人口構造

本市の総人口は令和5年3月末現在 36,463 人であり、うち、男性は 17,533 人、女性は 18,930 人となっています。人口ピラミッドをみると、男性で最も多いのは 60～64 歳、女性は 85 歳以上となっています。

人口ピラミッド



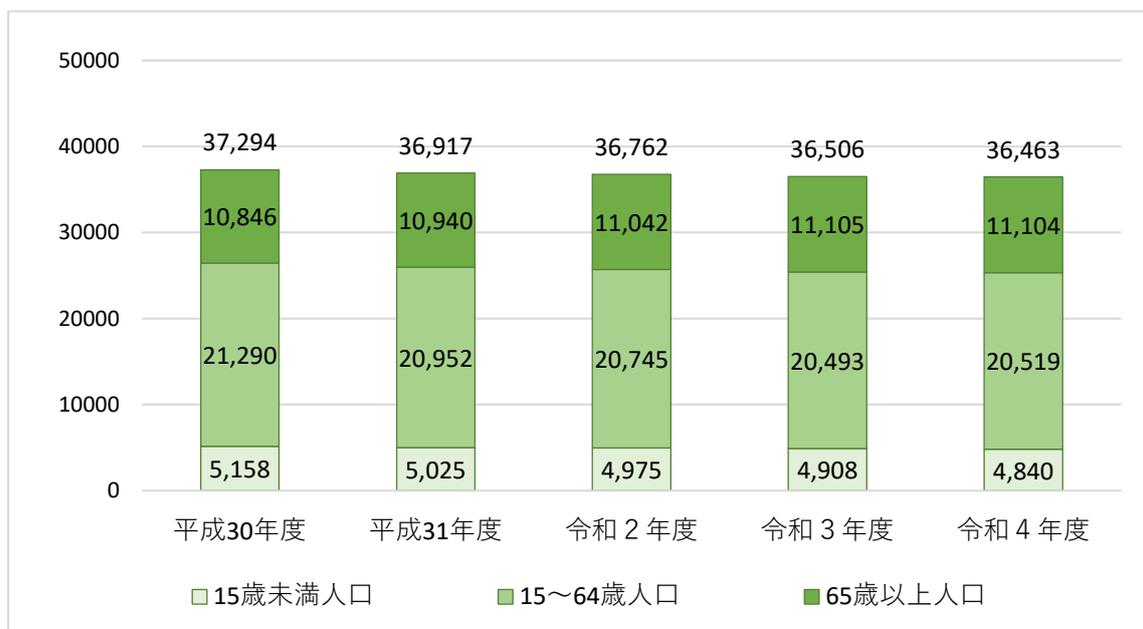
令和5年3月末現在

資料：住民基本台帳

(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあります。一方、高齢化に伴い、65歳以上人口の割合は増加傾向にあり、令和4年度末時点では30.5%となっています。

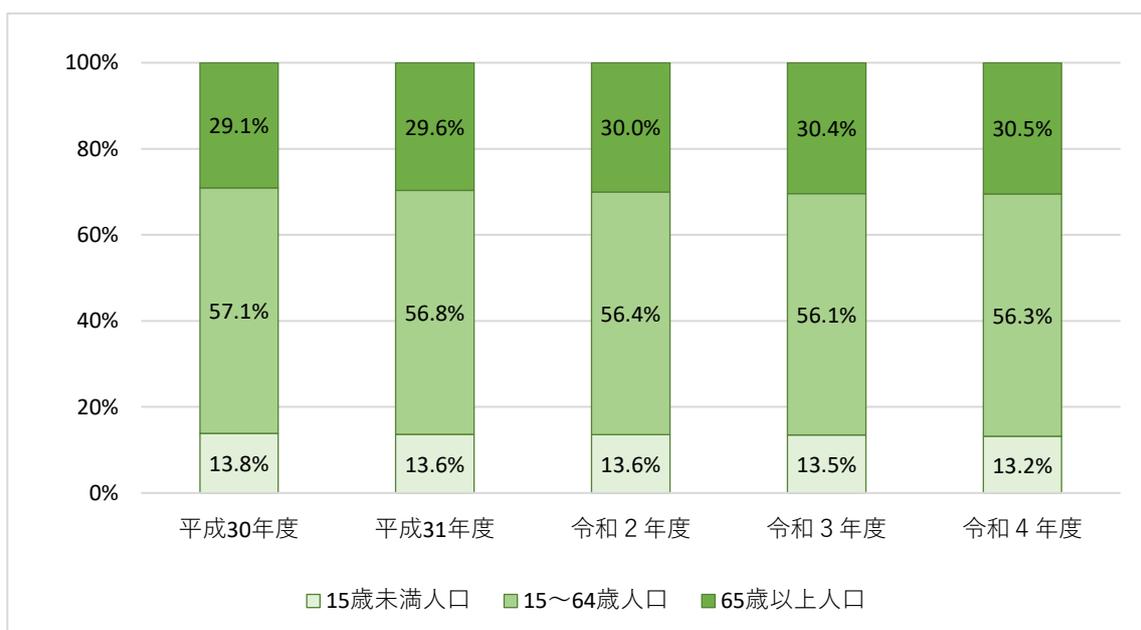
年齢3区分別人口の推移（単位：人）



各年度末現在

資料：住民基本台帳

年齢3区分別人口構成比



各年度末現在

資料：住民基本台帳

2 手帳所持者の状況

令和4年度末時点で、身体障害者手帳所持者数 1,953 人、療育手帳所持者数 410 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数 495 人となっており、全ての手帳種類において増加傾向にあります。

手帳種類別手帳所持者数の推移（単位：人）

手帳種類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体	1,889	1,879	1,903	1,932	1,953
療育	359	374	389	395	410
精神	392	424	447	470	495
合計	2,640	2,677	2,739	2,797	2,858

各年度末現在

(1) 身体障がい者・児の状況

令和4年度末時点で、身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、重度障がい者（1、2級）は 871 人で、全体の 44.6%を占めています。

また、障がい種類別にみると、肢体不自由が 847 人と最も多く、次いで内部障がい者が 721 人となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

等級	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	619	595	606	614	612
2 級	259	255	252	261	259
3 級	241	250	247	246	257
4 級	522	522	532	540	549
5 級	95	96	98	102	101
6 級	153	161	168	169	175
合計	1,889	1,879	1,903	1,932	1,953

各年度末現在

障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

障がい種類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	117	117	116	116	122
聴覚・平衡機能障がい	216	225	231	231	244
音声・言語障がい	17	17	17	18	19
肢体不自由	855	842	847	857	847
内部障がい	684	678	692	710	721
合計	1,889	1,879	1,903	1,932	1,953

各年度末現在

（２）知的障がい者・児の状況

令和 4 年度末時点で、療育手帳所持者数を障がい程度別にみると、A 判定が 141 人、B 判定が 269 人となっており、B 判定の方が多くなっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A 1	71	74	76	79	77
A 2	59	61	58	60	64
B 1	100	100	103	107	110
B 2	129	139	146	149	159
合計	359	374	383	395	410

各年度末現在

資料：熊本県福祉総合相談所

年齢階層別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

年齢	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	101	111	115	117	122
18～64 歳	227	231	232	241	247
65 歳以上	31	32	36	37	41
合計	359	374	383	395	410

各年度末現在

資料：熊本県福祉総合相談所

(3) 精神障がい者・児の状況

令和4年度末時点で、精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が320人で最も多く、全体の64.6%を占めており、手帳所持者は年々増加しています。手帳は2年ごとの更新申請が必要となるため、対象者へ更新勧奨通知を行っています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者は年々増加傾向にあります。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	78	77	81	84	85
2級	258	283	293	301	320
3級	56	64	73	85	90
合計	392	424	447	470	495

各年度末現在

資料：熊本県宇城保健所

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（単位：人）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	679	751	654	759	801

各年度末現在

資料：熊本県宇城保健所

3 難病患者の状況

宇城保健所管内の難病患者数は、令和4年度末現在1,073人で、増加傾向となっています。特に神経・筋系疾患が350人、免疫系疾患が185人、消化器系疾患が179人と多くなっています。

指定難病患者数の推移（単位：人）

疾患別種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
血液系疾患	19	23	21	22	23
呼吸器系疾患	51	53	57	58	49
骨・関節系疾患	75	71	82	78	85
視覚系疾患	17	15	15	14	13
循環器系疾患	41	38	43	40	38
消化器系疾患	187	168	183	188	179
神経・筋系疾患	302	313	333	326	350
腎・泌尿器系疾患	22	35	45	47	44
染色体系疾患	1	0	0	0	0
代謝系疾患	12	14	17	18	22
内分泌系疾患	33	36	39	39	37
皮膚・結合組織系疾患	40	41	47	47	48
免疫系疾患	154	162	169	172	185
合計	954	969	1,051	1,049	1,073

各年度末現在

資料：熊本県宇城保健所

4 障がい者雇用の状況

本市職員の障がい者雇用人数は、令和5年6月1日現在 12.5人となっており、障がい者雇用率は3.36%で、自治体の法定雇用率2.6%を達成しています。

また、本市内にある企業規模別の障がい者雇用状況をみると、令和5年6月1日現在、全体の雇用率は2.96%で、民間企業の法定雇用率2.3%を達成しています。主たる事業所が本市内にあり、従業員が43.5人以上の企業が23社ありますが、そのうちの約7割（15社）については法定雇用率を達成していません。

障がい者の法定雇用率は段階的に引き上げられており、令和5年度現在では国、地方公共団体等は2.6%、民間企業は2.3%となっておりますが、令和7年度には国、地方公共団体等は3.0%、民間企業は2.7%となり、対象事業主の範囲は従業員37.5人以上と範囲が拡大していきます。

なお、障がい者数には、重度障がい者（実人数×2）及び重度以外の障がい者を含んでおり、短時間（週所定労働時間20時間以上30時間未満）労働者1人は0.5人として、障がい者数に含まれる短時間労働者である精神障がい者の一部は1人として集計しています。

本市における障がい者雇用状況（単位：人）

職員数	対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
372.0	372.0	12.5	3.36%	2.6%

令和5年6月1日現在

企業規模別の障がい者雇用状況

規模	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業	法定雇用率 未達成企業
43.5-99人	15	973.0	50.0	5.14	4	11
100-299人	7	1,317.5	22.0	1.67	3	4
300-499人	1	307.5	5.0	1.63	1	0
500-999人	0	—	—	—	—	—
1000人以上	0	—	—	—	—	—
合計	23	2,598.0	77	2.96	8	15

令和5年6月1日現在

資料：宇城公共職業安定所

5 特別支援学校、特別支援学級の状況

令和5年5月1日現在の、本市の特別支援学校の在学者数は42人となっています。

また、特別支援学級の学級数、児童・生徒数の推移をみると、自閉症・情緒障がいの児童数が最も多く、令和4年度では小学校で81人、中学校で28人、合計109人となっています。また、知的障がいの児童数についても増加傾向にあり、小学校で39人、中学校で18人、合計57人となっています。

特別支援学校への就学状況（単位：人）

小学部	中学部	高等部	合計
13	20	9	42

令和5年5月1日現在

資料：宇土市教育委員会

特別支援学級の学級数、児童・生徒数の推移

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
知的障がい	小学校	学級数	7	7	8	9	10
		児童数	27	27	41	43	39
	中学校	学級数	1	2	2	3	4
		児童数	4	5	4	9	18
自閉症・ 情緒障がい	小学校	学級数	9	12	12	13	14
		児童数	48	66	63	72	81
	中学校	学級数	3	3	5	4	5
		児童数	17	19	22	24	28
肢体不自由	小学校	学級数	3	3	3	3	2
		児童数	7	8	7	7	5
	中学校	学級数	0	0	0	0	1
		児童数	0	0	0	0	3
弱視	小学校	学級数	0	0	0	0	0
		児童数	0	0	0	0	0
	中学校	学級数	0	0	0	0	1
		児童数	0	0	0	0	1
難聴	小学校	学級数	1	1	1	1	0
		児童数	2	2	1	1	0
	中学校	学級数	1	1	1	1	1
		児童数	1	2	1	1	1
病弱・ 身体虚弱	小学校	学級数	1	2	2	2	1
		児童数	2	4	4	4	2
	中学校	学級数	0	0	0	0	0
		児童数	0	0	0	0	0

各年度 5 月 1 日現在

資料：宇土市教育委員会

第3章 基本理念

本市では、第6次宇土市総合計画基本構想で掲げる将来像「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」の保健・福祉・医療分野の施策の大綱である「“輝く”絆～安心のふるさとづくり～」の実現を目指し、障がいのある人、ない人にかかわらず、共に社会の構成員として住み慣れた地域社会の中で生活ができるような環境づくりに向け推進しています。令和5年4月に策定された第6次宇土市総合計画 後期基本計画には、障がい者（児）福祉の充実として、「障がい者の自立した生活をサポートできるよう、相談支援の充実と地域との共生を進めます。」という施策目標を掲げており、この考え方を踏まえ、第4期障がい者プラン（令和6年～令和11年）では、前期計画に掲げた「障がいのある人、ない人にかかわらず だれもがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」との理念を踏襲することとします。

～基本理念～

障がいのある人、ない人にかかわらず
だれもがいきいきと安心して暮らせるまちづくり



第2部 各論

第1章 障がい者プラン

1 安全・安心な生活環境の整備

【現状と課題】

本市では、障がいのある人、ない人に関わらず、住み慣れた地域で安全に、安心して暮らすことができる生活環境の整備を図るとともに、「地域共生社会」の構築を進めています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、全ての市民にとっても安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけでなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちづくりを目指す必要があるといえます。

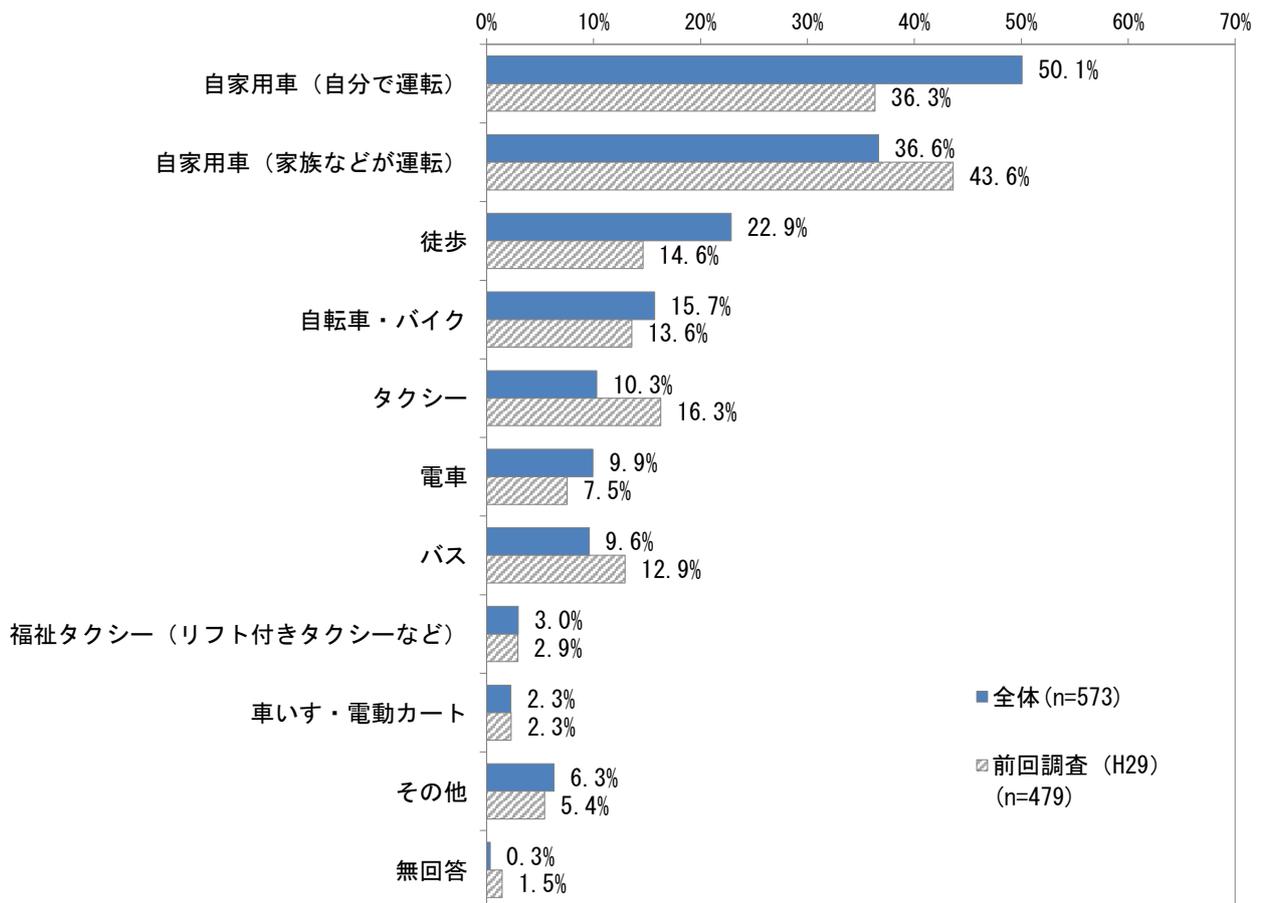
調査結果によると、外出時の移動手段として自家用車を使用されている方が最も多く、次に徒歩（22.9%）で移動されている方が多くなっています。安全に道路を通行できるよう、道路拡幅や歩道設置、舗装補修などの整備を引き続き進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた道路空間の整備に取り組む必要があります。

また、バス（9.6%）や電車（9.9%）などの公共交通機関を利用されている方も少なからずいらっしゃいます。本市にはJR鹿児島本線及び三角線が通っており、宇土駅には車椅子対応のトイレやエレベーター等が設置されていますが、三角線の他の駅では十分な配慮がなされているとはいえません。障がい者が安全に、安心して移動することができる生活環境になるよう、引き続き官民が連携して取り組んでいく必要があります。

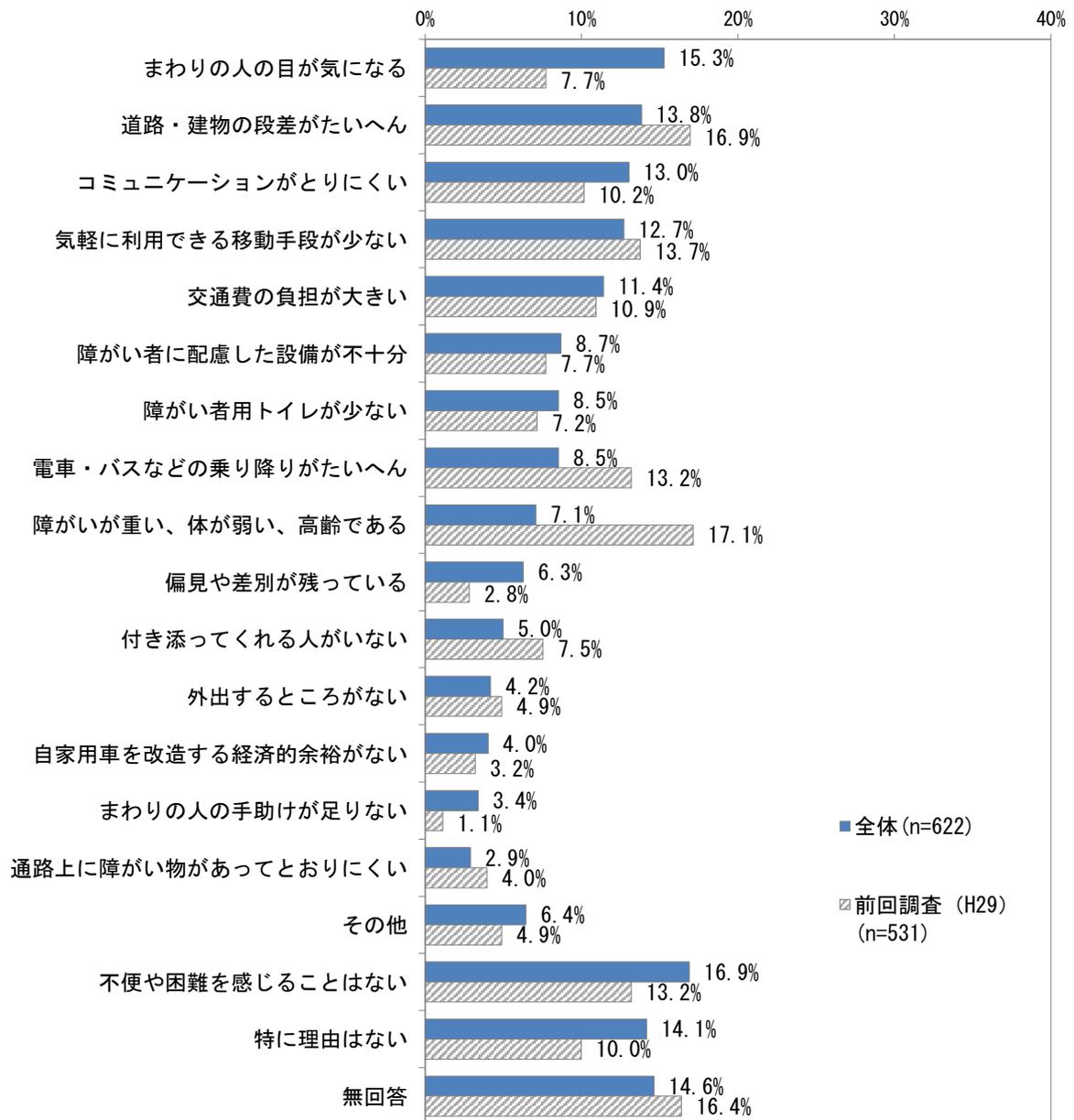
外出に関しての不便や困難、外出しない理由についての質問に対しては、「まわりの人の目が気になる」（15.3%）、「コミュニケーションがとりにくい」（13.0%）が上位にあげられており、「道路・建物の段差がたいへん」（13.8%）、「障がい者に配慮した設備が不十分」（8.7%）などの回答も高くなっています。誰もが安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけでなく、様々な心身の特性や考え方を持つ人々が、相互に理解を深め、コミュニケーションをとりながら、共に支え合う「心のバリアフリー」が重要となります。

また、障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。今後の市営住宅の整備においては、設備や立地条件など障がい者や高齢者に配慮したものとなるよう努める必要があります。

外出の時の移動手段



外出に関する不便や困難、外出しない理由



【具体的な施策】

(1) 住宅の確保

施策名	内容
居住系サービスの整備促進	社会福祉法人やサービス事業所等と連携してグループホームなどの整備を図ります。
居住サポート事業の実施	相談支援事業の強化事業である居住サポート事業について、調査・研究し、事業実施を検討します。
公共賃貸住宅の供給	居住の安定を図るため、障がい者等を優先入居の対象とする公共賃貸住宅を供給します。

(2) 移動しやすい環境の整備

施策名	内容
移動支援事業の充実	地域生活支援事業の「移動支援事業」の周知や利用促進を図り、また、重度移送困難者に対する外出サービス等を検討し実施に努めます。
自動車運転免許取得・改造助成事業の実施	身体障がい者等の運転免許の取得にかかる費用や、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
公共交通機関との連携	J R・バス等の公共交通機関に対して、障がい者に対する利用料割引制度の導入や割引額増額などについて理解・協力を求めています。また、車両、駅舎、バス停等の設備や様々な障がい特性に配慮した案内表示等、ハード面におけるバリアフリー化を要請していきます。令和3年度に策定された宇土市地域公共交通計画に基づき、持続的な公共交通の実現のため、障がい者に限らず公共交通を必要とする方がより安全に、安心して移動することができる生活環境になるよう、ルートの見直しや利用啓発を推進します。
「心のバリアフリー」の推進	各交通事業者等において、接遇ガイドライン等の普及・啓発やガイドラインを活用した従業員への研修を促進するなど、「心のバリアフリー」をはじめソフト面における公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
福祉タクシー助成事業の実施	最重度の障害者手帳所持者に対して、タクシーの基本料金を助成するタクシー券を発行します。年度ごとに最大12枚の支給となります。

あじさいカードの交付	障がいのある方や高齢者が、外出先で不慮の事故などに遭ったときに、身元や連絡先などをいち早く確認し、適切な救護の手が差し伸べられるよう、氏名や住所のほか、持病や緊急連絡先などが記載された、常時携帯する名刺サイズのカードを交付しています。申請後の速やかな交付に努めるとともに、制度についての周知を行っていきます。
------------	--

(3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

施策名	内容
公共施設や道路等のバリアフリー化推進	市が新たに設置する市有施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（新バリアフリー法）、「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」（やさしいまちづくり条例）に基づき、障がい者等に配慮した整備を行います。
市営住宅のバリアフリー化	既存の市営住宅については、障がい者や高齢者に配慮し、バリアフリー化を進めていきます。また、新設市営住宅には、ユニバーサルデザインの視点を取り入れます。
民間施設のバリアフリー化	公共性の高い民間の建築物の建築主に対し、障がい者の利用に配慮した整備が行われるよう啓発します。また、既存の民間施設の改修希望の相談に対応します。
道路整備の推進	交通アクセスの利便性を向上するため、国・県と協議し、道路拡幅や歩道設置、舗装補修などの必要な道路整備に努めます。また、ユニバーサルデザインに配慮した、道路標識の整備に取り組みます。
住宅改造等の助成制度の充実	障がい者が安全で快適な生活を営むことができるよう、段差解消、浴槽・スロープ等の設置における住宅改造等の助成制度について充実を図ります。
住宅改修の促進	各種制度における住宅改修等の利用について周知・促進を図り、関係機関とも連携し、住宅改修に関する情報提供や援助・助言を行います。

2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【現状と課題】

行動に一定の制約がある障がい者にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっています。必要な情報を主体的に選択するとともに、自ら情報発信することで、自立生活や社会参加の可能性を広げることができます。

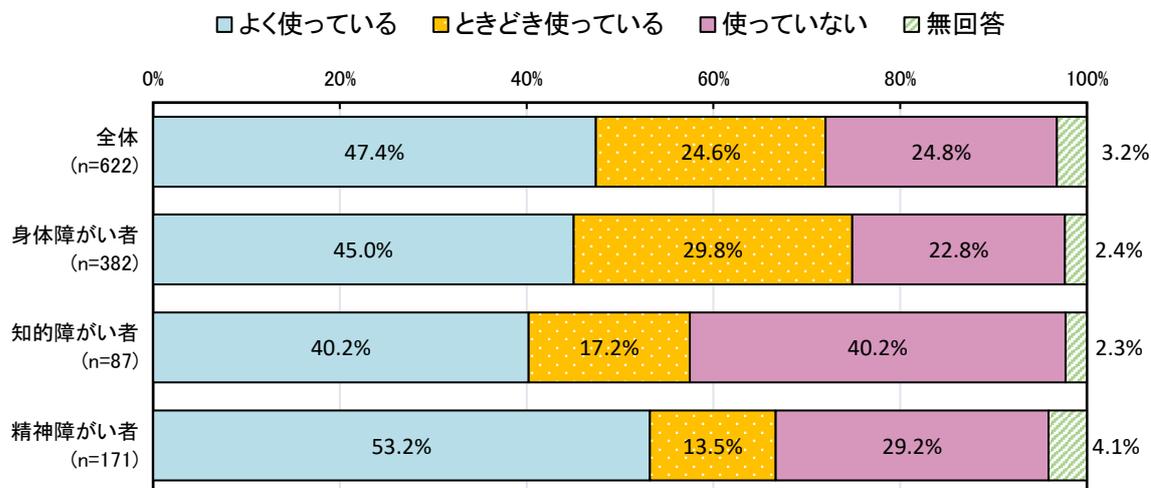
アンケート調査結果では、情報の発信、収集の方法として「携帯電話やメール、インターネットを使っている」と回答した方は 72.0%となっていますが、障がい種別にみると、知的障がい者は 57.4%に留まっており、他の障がい種別と比較して利用率がやや低い傾向にあることがわかります。

一方、年齢別にみると、18～39歳の利用率は 82.7%となっており、年齢が上がるにつれ利用率は下がっていきます。特に、「よく使っている」と回答した人の割合は、65歳以上では 36.4%となっており、18～39歳（75.0%）と比較して半分程度に留まっています。

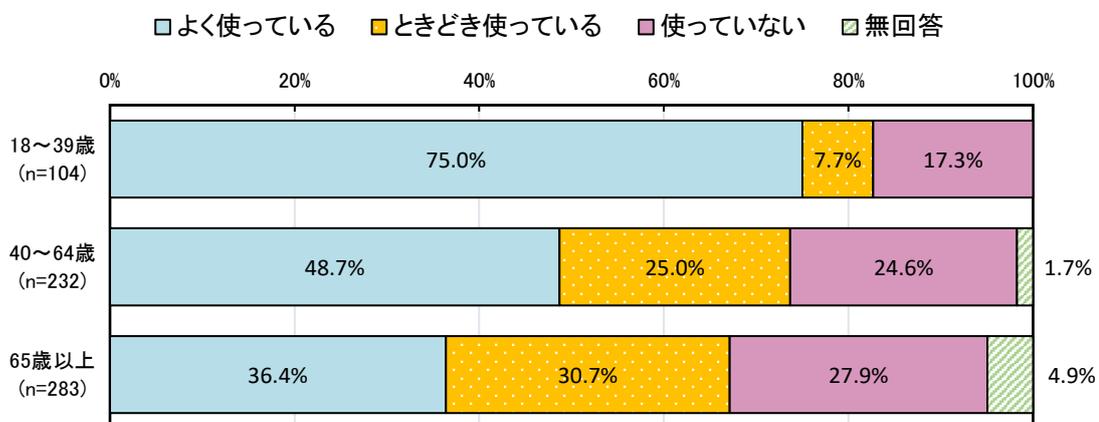
このように、障がい種別や年齢等によって情報格差（デジタル・ディバイド）が生じている現状がわかります。全ての障がい者に等しく情報が提供できるよう、それぞれの障がい特性や年代にあった配慮する必要があります。

市が実施している福祉施策について、「市の広報紙、ホームページ」から入手する障がい者が多いものの、その割合は 46.5%に留まっており、「家族・友人・知人」（17.4%）や「病院・お医者さん・薬局」（13.0%）、「福祉施設の職員」（8.5%）など、様々な入手先から情報を得ていることがわかります。障がい者が必要とする情報を、簡潔に、よりわかりやすく伝えるために、時代に則した伝達方法を検討していく必要があります。

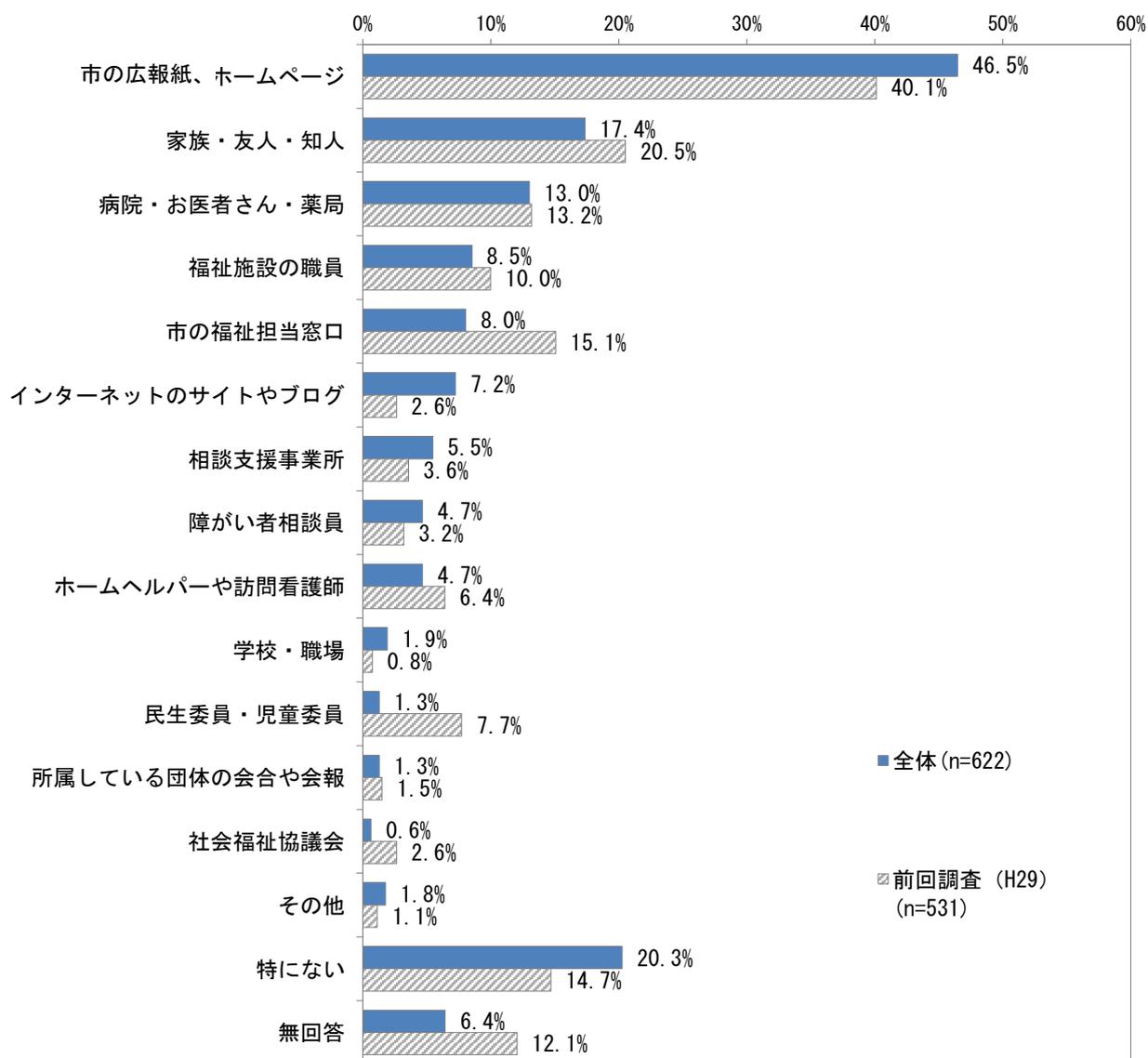
携帯電話やメール、インターネットの利用状況



携帯電話やメール、インターネットの利用状況(年齢別)



市が実施している福祉施策についての情報の入手先



【具体的な施策】

(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

施策名	内容
コミュニケーション手段の充実	手話、要約筆記等のボランティアの養成・派遣を促進します。また、庁舎内に手話通訳者を配置し、聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを支援します。
コミュニケーションボードの活用	知的障がい児・者や自閉症等、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、イラストを指差すことで自分の意思を伝えるツールとなる「コミュニケーションボード」の利用促進に努めます。
災害・事故発生時の情報伝達体制の整備	災害発生時、若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、携帯電話等のメールを利用した防災情報等メール配信システムの周知、利用促進に努めます。また、民間事業者等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した多様な伝達手段や方法における情報伝達の体制や環境の整備を促進します。
電話リレーサービスの普及啓発	電話リレーサービスが、広く認知及び理解され、その活用が推進されるよう周知を図ります。

(2) 行政情報のアクセシビリティの向上

施策名	内容
多様な手段による情報提供の充実	各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料については、広報紙だけでなく市ホームページやSNS（市LINE等）を活用した情報提供の更なる充実を図ります。さらに、ICTの進展を踏まえ、多様な障がいの特性に応じた配慮を行います。
ウェブアクセシビリティの継続的な確保・維持・向上	総務省による「みんなの公共サイト運用モデル（2016年度改定版）」を活用し、市ホームページを利用している全ての方が心身の機能や使用環境に関わらず、市ホームページで提供されている情報やサービスにアクセスし、コンテンツや機能を利用できるようにしています。今後も、ウェブアクセシビリティの継続的な確保・維持・向上に努めます。

3 防災、防犯等の推進

【現状と課題】

本市は、平成 28 年熊本地震により大きな被害を受けました。また、各地で発生する大規模な災害に直面する中で、本市の障がい者の災害に対する不安感は近年にたく増大しています。

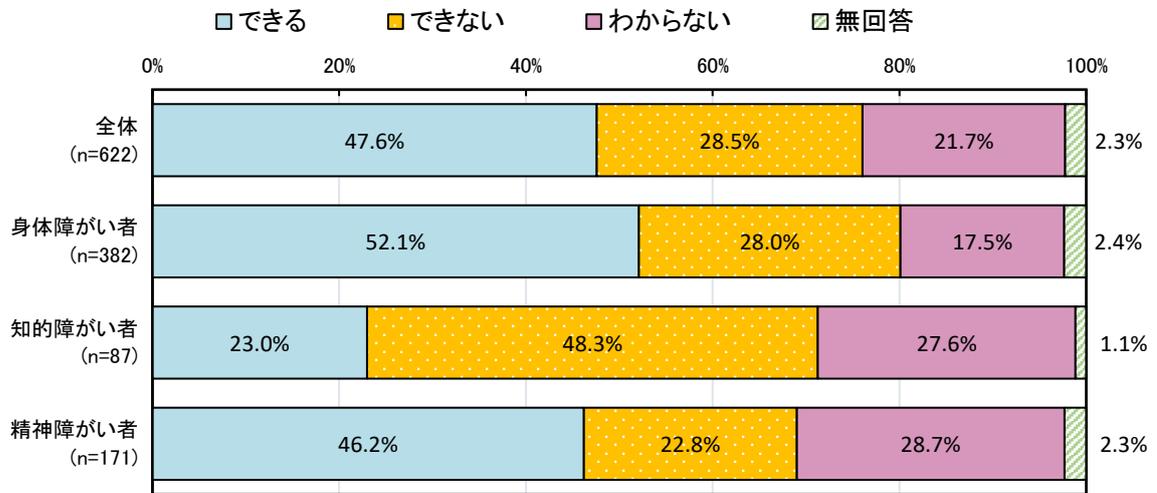
調査結果をみると、火事や地震等の災害時に、「一人で避難することができない」と回答した方の割合は、障がい者全体では約 3 割（28.5%）となっていますが、中でも知的障がい者は約 5 割（48.3%）と突出しています。また、障がい児の保護者の調査でも約 2 割（18.1%）の人が「できない」と回答しています。一方、災害が起きた時のために事前に準備をしているかの質問に対して、「準備していない」と回答した人が 71.4%、災害時の避難先を知らない人も 37.5%に上っています。

実際に災害を体験し、大きな不安感を抱えつつも、災害に対する備えをしたり、避難先を確認したりするなどの具体的な行動をするまでには至っていない方が多く存在しているという現状が見て取れます。

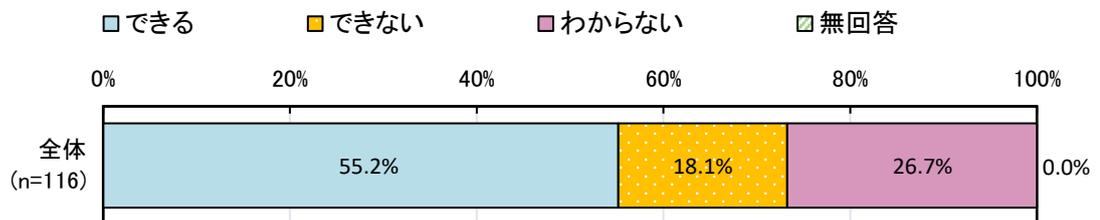
障がいのある人が危険な状況におかれても、速やかに避難され、あるいは救助できるように、平時から、災害時を想定した準備を行っていく必要があります。



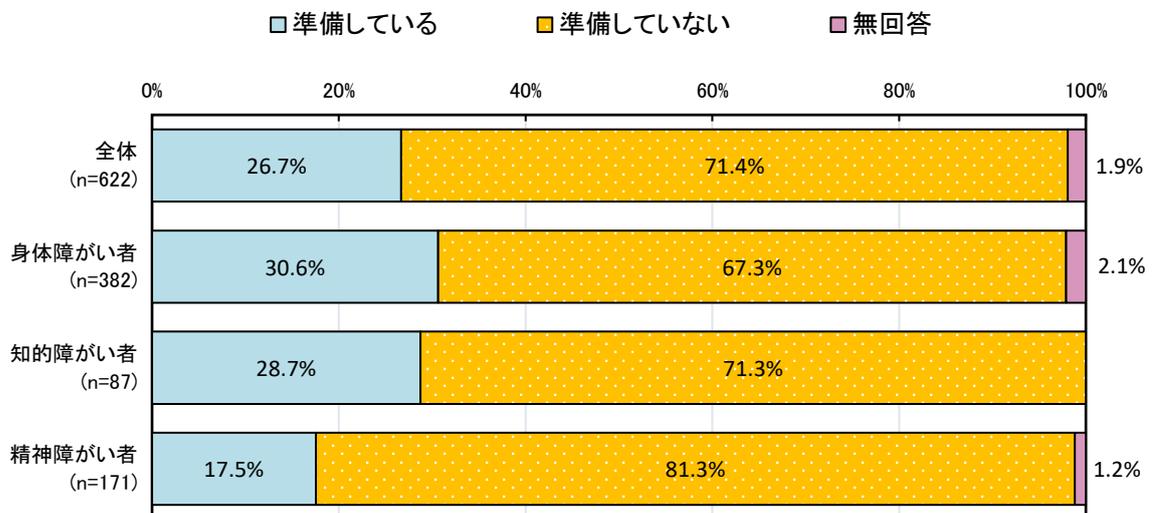
災害時にひとりで避難できるか(障がい者)



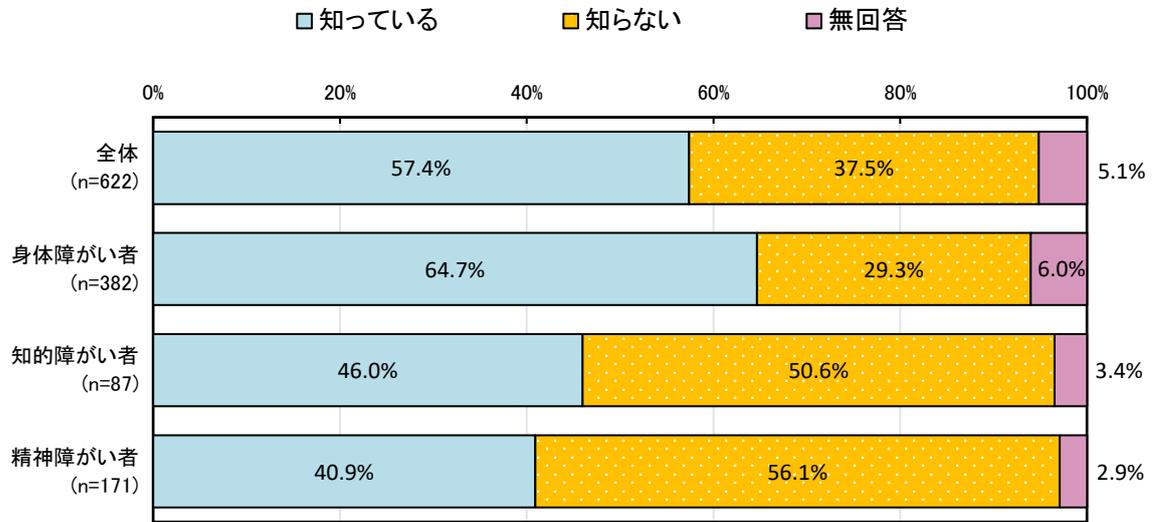
災害時に自分たちで避難できるか(障がい児)



災害が起きた時のために事前に準備しているか



災害時の連絡先を知っているか



【具体的な施策】

(1) 防災対策の推進

施策名	内容
災害・事故発生時の情報伝達体制の整備	<p>災害発生時、若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、携帯電話等のメールを利用した防災情報等メール配信システムの周知、利用促進に努めます。また、民間事業者等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した多様な伝達手段や方法における情報伝達の体制や環境の整備を促進します。</p> <p>⇒ (再掲) 2-(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上</p>
災害に強い地域社会づくりの推進	<p>防災関係部局と福祉関係部局が連携して、障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、地域防災計画や個別避難計画等の作成や実効性の確保を促進することにより、災害に強い地域づくりを推進します。</p>
土砂災害対策の推進	<p>自力避難の困難な障がい者等が利用する施設で土砂災害のおそれのある箇所については、土砂災害対策を推進します。</p>
防災知識の普及	<p>障がい者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供、避難訓練や防災講話、安否確認訓練などにより防災知識の普及を図ります。</p>
避難行動要支援者の避難支援意識の啓発	<p>総合防災マップを作成し、必要に応じ見直しを行います。また、避難行動要支援者名簿を毎年更新しています。今後も災害時における円滑な避難行動要支援者の支援のために、研修会や訓練などを通じ意識の啓発、支援活動に関する知識の普及に努めます。</p>
福祉避難所等の整備	<p>災害時に、一般の避難所での対応が困難な障がい者の避難場所を確保するため、障害者支援施設等と協定締結に向けた協議を進めます。また、一般の避難所に、福祉避難所に近い機能を有したスペース（福祉避難室）を確保し、バリアフリーへの配慮や障がい特性に応じた支援、合理的配慮の促進等必要な体制の整備に取り組みます。</p>

災害発生後の福祉・医療提供体制の整備	災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関・教育機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。
障がい福祉施設等における非常災害時の体制強化	障がい福祉施設等について非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、防火安全体制の強化を図ります。
災害発生後の在宅障がい者への情報提供	災害発生後も精神障がいなど障がいの特性により在宅に留まる場合に、必要となる情報の収集や適切な対応が行えるよう、在宅に留まる障がい者への支援方法を紹介しているリーフレット等の情報提供を行います。

(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

施策名	内容
自主防犯組織の活動支援	障がい者の犯罪被害防止のために、防犯意識の浸透を図り、自主防犯組織の活動支援と地域安全運動を推進し、安全なまちづくりに努めます。
関係団体との連携による防犯対策の推進	警察等関係団体と連携しながら、障がい者の防犯対策を推進します。また、警察等関係団体の障がい者への理解促進を進めます。
聴覚障がい者による連絡体制の充実	聴覚に障がいのある方等、音声による119番通報が困難な方がスマートフォン等を利用して、円滑に消防に通報できる「Net119緊急通報システム」、文字等で警察に通報できる「110番アプリシステム」や電話リレーサービスを利用した手話による通報などの利用を促進することにより、緊急時の連絡体制の充実を図ります。
障害者支援施設等における防犯体制の構築	障害者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を目指します。

<p>障がい者に対する暴力の予防及び被害者の支援体制の充実</p>	<p>「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じて、障がい者を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向けた広報啓発を行います。また、障がい者を含む性犯罪・性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対する支援体制の充実を図るため、相談員等に対する研修の充実や配偶者暴力相談支援センター等における相談機能の充実を図ります。</p>
<p>消費生活相談の充実</p>	<p>買い物のトラブルや悪質商法などの消費生活相談の利用促進を図り、被害防止のための情報提供や啓発に努めます。また、複雑化・多様化する消費生活問題に対応するため、相談員の育成や資質の向上、司法書士会による無料相談など、相談体制の充実や関係機関との連携の強化を図り、消費者保護施策の推進に取り組みます。</p>



4 障がいに対する理解と交流の促進

【現状と課題】

障がいのある人、ない人にかかわらずだれもが安心して暮らせる社会をつくるには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある方に対する理解を深めることが必要です。

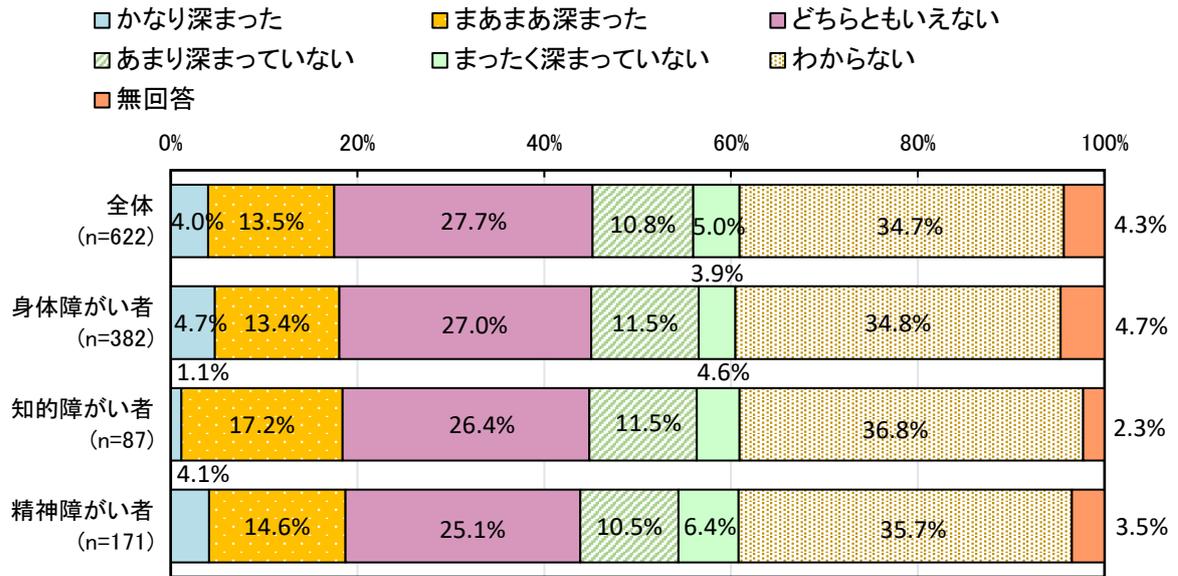
調査結果をみると、市全体で障がいへの理解が深まっていると感じている人の割合は17.5%に留まっており、逆に、理解が深まっていないと感じている人の割合は15.8%となっています。

具体的には、「仕事や収入」(23.0%)、「外出先での人の視線」(17.0%)、「交通機関や施設の整備」(12.9%)などで障がい者への差別や偏見があると感じるとの回答が多く、障がいのある人が人権を尊重されていると実感できるまちづくりのために、今後も障がいについての正しい理解を広めていくことが必要であることがわかります。

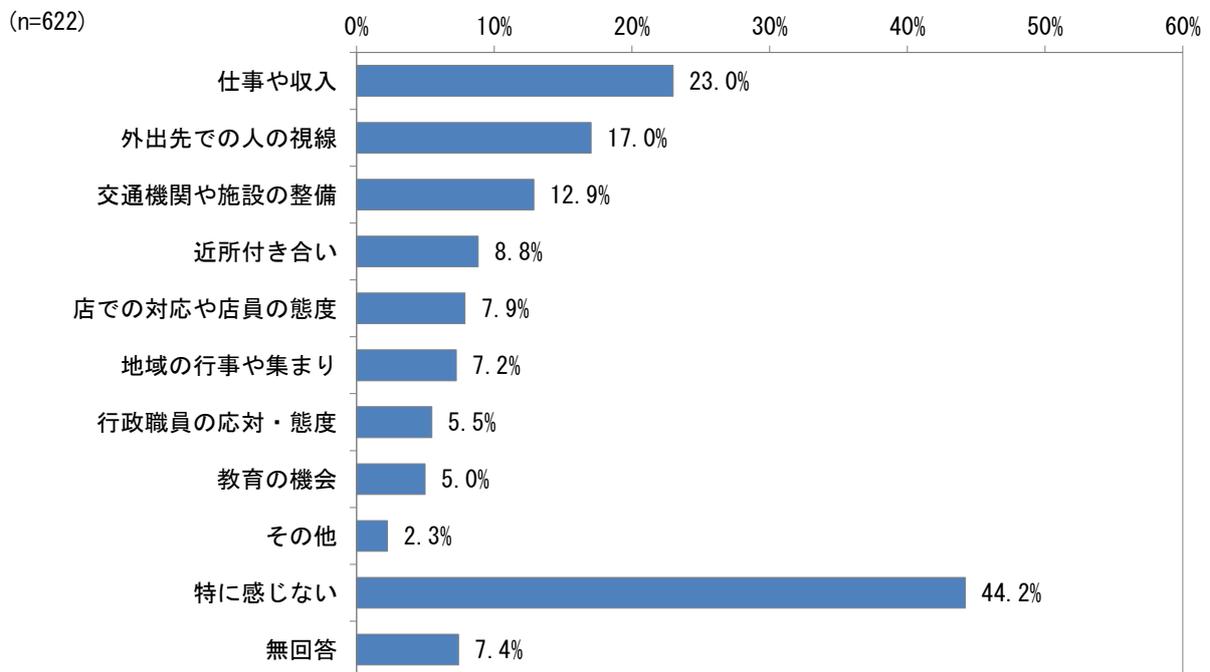
障がいや障がいのある方に対する誤った認識は誤解や偏見を生み、障がいのある方の自立や就労、社会参加等を行う上での大きな阻害要因となることから、市民の障がいや障がいのある方に対する差別や偏見といった心のバリアを取り除くことが重要となってきます。今後においても、市の広報紙や啓発用ポスター、行事等を通して幅広い啓発・広報活動を粘り強く行うとともに、表面的な啓発に終わるのではなく、障がいのある人とのふれあいを通じて、理解を深める取組を継続的に実施していくことが大切です。



市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか



どのようなときに、障がい者への差別や偏見があると感じるか



【具体的な施策】

(1) 障がい者への理解と差別解消の促進

施策名	内容
あらゆる媒体等を通じた 広報・啓発	あらゆる媒体や行事の機会等を通じ、市民に対して、高次脳機能障がい、発達障がい、精神障がいや難病患者など、多様な障がいについての理解の促進に努めます。
障がい者に対する理解の促進	障がいのない人と障がいのある人や障がい者団体との交流を推進し、住民の相互理解とやさしいまちづくりを促進します。地域における社会活動や各種行事などの機会に、障がい者福祉への理解を深めるための健康・福祉教育活動の充実に努めます。
精神障がいに対する理解の 促進	精神障がい者に対する誤解や偏見を是正し、その社会復帰を推進するため、市ホームページや広報紙等で地域住民に対して精神障がい者に対する正しい知識の普及に努めるとともに、精神科病院や施設等の関係機関と連携し、精神障がい者と地域住民との交流を図ります。
認知症への理解の促進	今後も認知症疾患医療センターとの連携強化、周知徹底を図り、認知症への正しい理解の普及に努めるとともに、地域において生活支援などの支え合いができるよう体制の整備を図ります。
ソーシャルインクルージョン の理念の定着	障害福祉サービスの普及・啓発に加え、本市における障がい者の状況を周知することにより、住民の相互理解とやさしいまちづくりを促進するとともに、ソーシャルインクルージョンの理念の普及活動に努めます。
団体等が実施する活動に対す る支援	関係機関・団体が行う啓発広報活動や各種イベントに関する広報や活動に対する支援を行います。
障害者週間のPR啓発事業	「障害者週間」（毎年12月3～9日）を通じて障がい者についての理解を促進するためのポスターを配布し周知するとともに、市民団体等が企画する啓発事業を支援します。
各種講演会の実施	手話講習会など、学んだことが障がい者福祉につながるような内容の講習会を実施するよう努めます。

(2) 権利擁護の推進と虐待の防止

施策名	内容
障がい者の権利を守る仕組み作り	障がい者の権利擁護や人権侵害に関して協議する場を作ります。
障がい者に対する虐待防止	障がい者に対する虐待や差別について、発見時において速やかに対応できるよう、障害者虐待防止法に基づく「宇城圏域障害者虐待防止センター」を設置するとともに、その防止策を関係機関と連携し検討します。また、相談支援専門員等による障がい者・児に対する虐待の未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者を含めた家族に対する相談等の支援に取り組みます。
障がい者の意思決定支援の充実	障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
成年後見制度等の周知	障がい者の権利を守るために、宇土市成年後見支援センターや関係機関とも連携し、社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業や、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。
成年後見制度の利用促進	知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な障がい者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、身寄りがない者等について市長申立てを行います。
市職員・事業者に対する差別解消に向けた取組	市職員に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するよう周知や研修を実施します。また、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行います。
雇用における障がい者に対する差別解消に向けた取組	雇用の分野における障がい者に対する差別的取扱いの禁止等を定めた障害者雇用促進法について、関係機関と連携し、広報紙や市ホームページの活用等により周知・啓発に努めます。

合理的配慮の提供	障害者差別解消法に基づき、合理的配慮の提供を行うとともに、合理的配慮について広く周知を図ります。
市職員採用における合理的配慮の提供	障がい者に不利が生じないように、市職員採用試験の実施にあたり障がい特性に応じた合理的配慮を提供します。

(3) 福祉教育の充実

施策名	内容
交流機会の拡大	運動会や文化祭などの機会を利用して、地域の小中学校と特別支援学校の児童生徒との交流機会を積極的に促進します。また、特別支援学級と通常学級との日常的な交流を促進します。
カリキュラムづくりへの積極的な支援	カリキュラムの中に福祉教育の視点を取り入れるよう助言・支援を行います。福祉教育の実施に際しては障がい者との交流や車いす等の体験学習を促進します。
人権教育による啓発	人権教育の中で、障がい者の人権問題について啓発していくとともに、公民館講座等で障がい者問題も含めた人権に関する学習機会の充実に努めます。

(4) 精神障がい者の社会参加

施策名	内容
心の健康づくりへの参加促進	保健所等における研修会のPRや老人クラブ・健康づくり団体等の精神保健福祉講座の開催を促進し、年齢に伴う各段階に応じた心の健康づくりへの参加促進を図ります。また、睡眠等による心の健康づくりへの効果に関する情報の普及啓発を図ります。
地域の人々との交流促進	精神障がい者と地域住民が交流できるイベント等のPR及び参加を促進します。

(5) ボランティア活動の振興

施策名	内容
ボランティア活動への参加促進	宇土市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の意義や必要性について市民へ啓発し、障がい者に対するボランティア活動への参加機会の拡充を図ります。
学校教育におけるボランティア活動の参加促進	宇土市社会福祉協議会と連携し、小中学校などで車椅子やアイマスク体験、高齢者疑似体験により障がい者や高齢者に対する理解と介助の仕方を学び、子どもたちが学校以外の場でも自然にサポートできるよう出前講座等を行います。



5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【現状と課題】

調査結果では、悩みや困ったことがあった場合の主な相談先として「家族・友人・知人」(69.0%：障がい者)、「家族や親せき」(81.9%：障がい児)など、身近な人を挙げた障がい者が圧倒的となっています。

一方、相対的に、公的な相談窓口等をあげる障がい者は少なく、相談したくてもできない、あるいは、相談する窓口を知らないことも考えられます。窓口やサービスに対する情報提供を積極的に進め、気軽にすぐ相談できる環境を作っていくことが必要です。

介助が必要である障がい者に主な介助者をたずねたところ、家族や親族(配偶者、親、子どもなど)を挙げた人は53.9%となっており、障がい者の介助は家族や親族に大きく依存している実態がわかります。

介助者が困っていることとして最も多く挙げられたのが「自分自身の健康が不安」であることから、障がい者を介助する責任を感じながら暮らしている介助者の将来に対する不安感の大きさが見て取れます。

今後、介助者が高齢となることで介助負担がこれまで以上に増大したり、家族との死別等で介助する人がいなくなったりする事案も増加してくることが考えられます。

相談支援事業所(宇城圏域相談支援事業委託先)

■ 相談支援センターこすもす(身体障がい・知的障がい)

〒869-0524 熊本県宇城市松橋町豊福 1786 TEL:0964-33-4578

■ 相談支援センターゆきぞの(身体障がい・知的障がい)

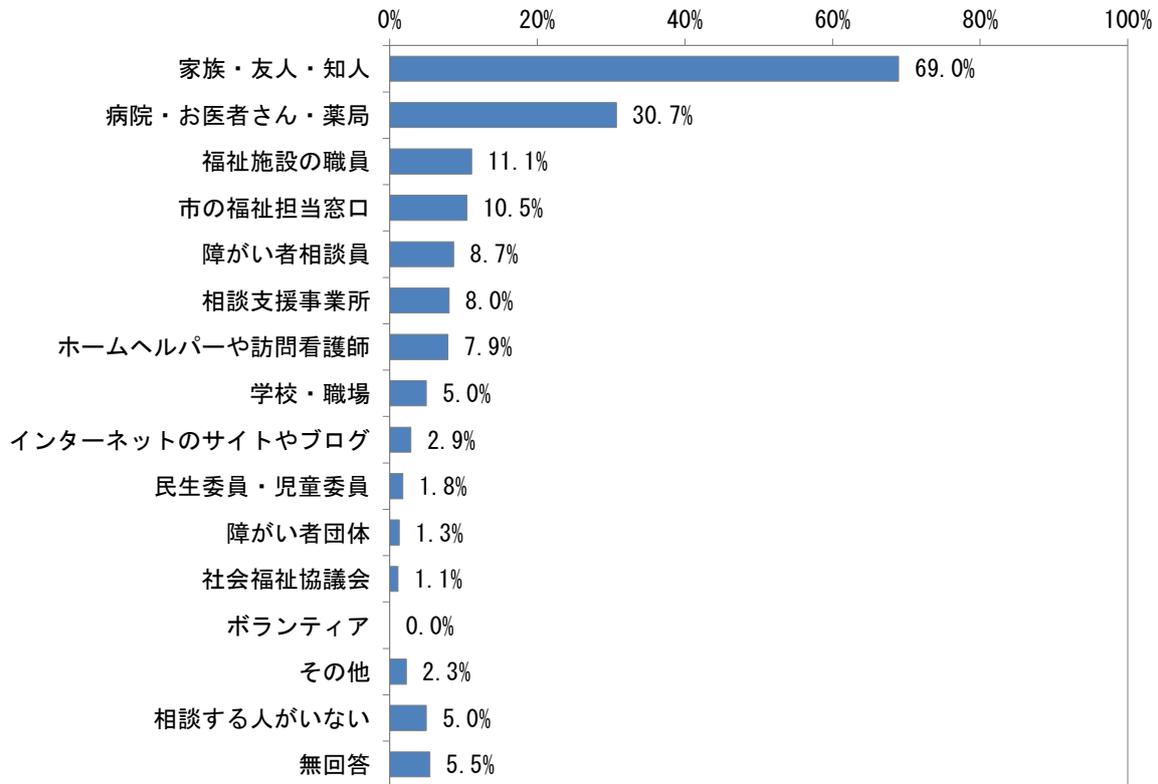
〒861-4731 熊本県下益城郡美里町栗崎 564 TEL:0964-47-2381

■ うきうき地域生活支援センター(精神障がい)

〒869-0416 宇土市松山町 1843-1 TEL:0964-22-2510

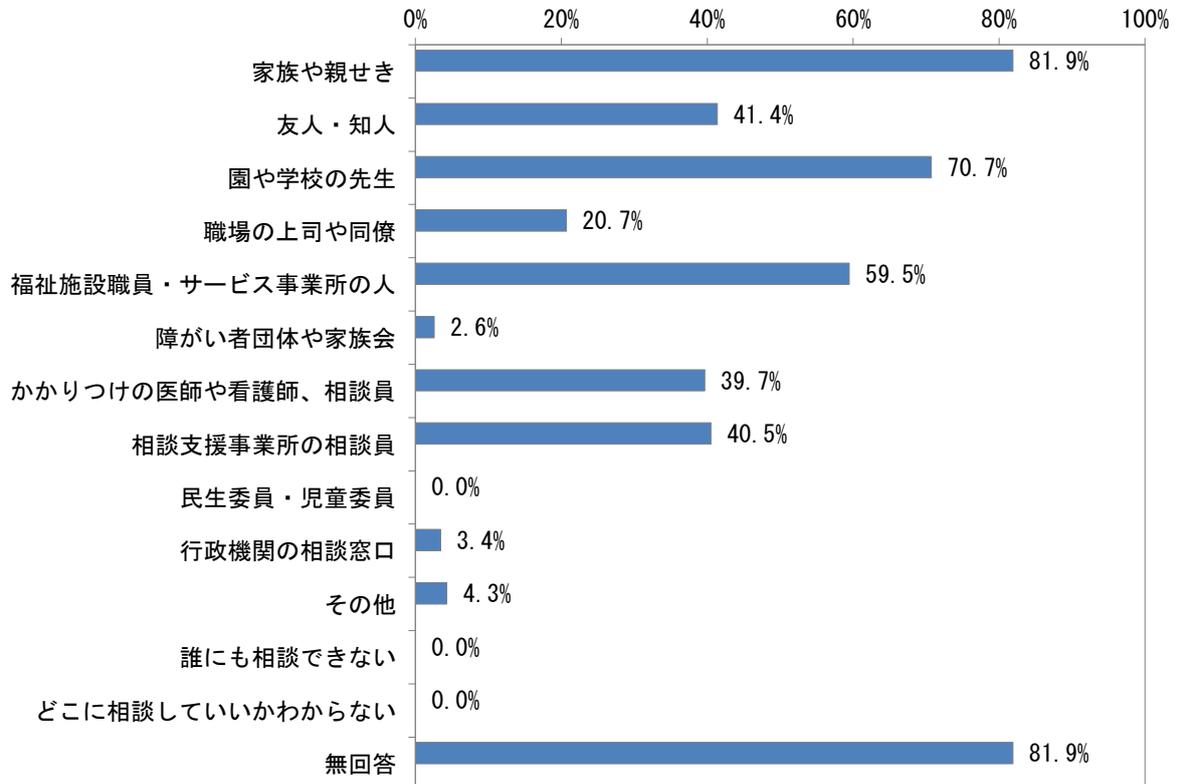
困った時などに相談する先（障がい者）

(n=622)

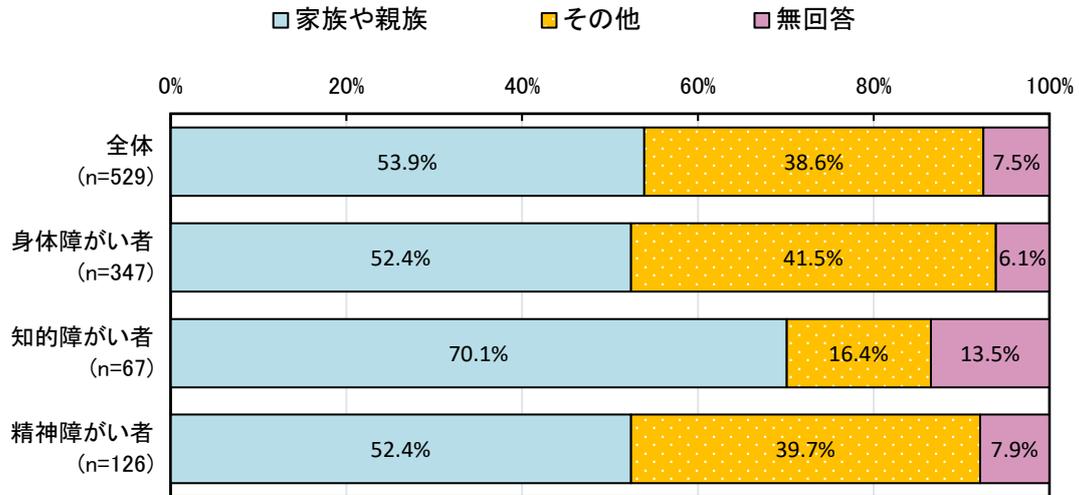


困った時などに相談する先（障がい児）

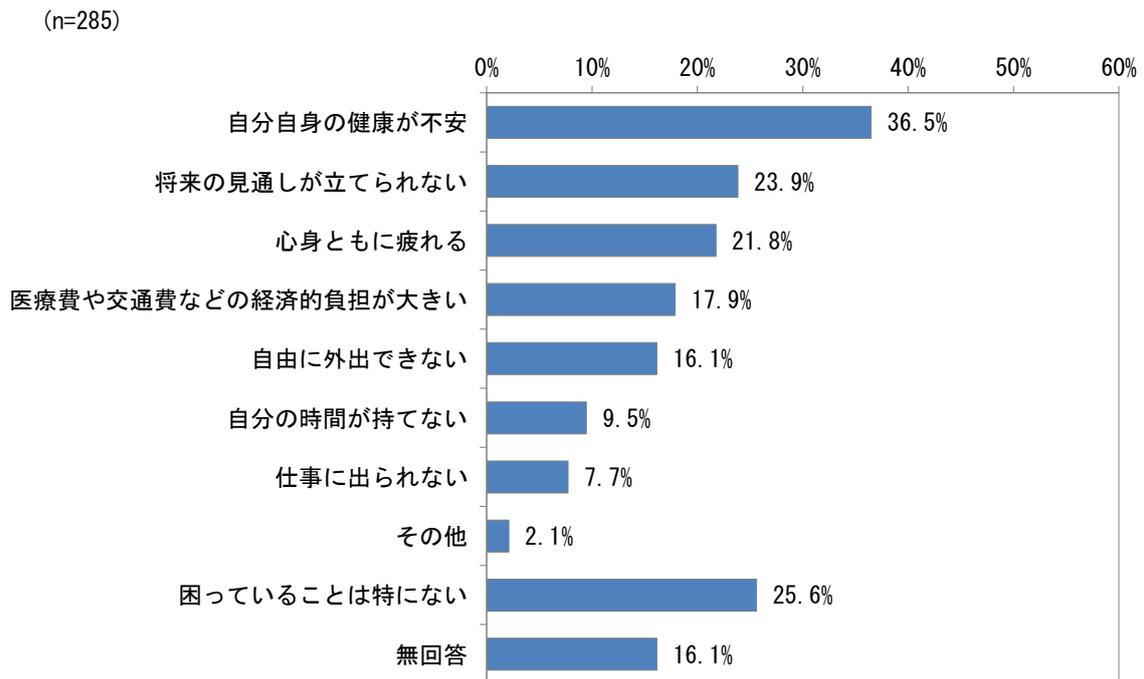
(n=116)



主な介助者



介助者が困っていること



【具体的な施策】

(1) 意思決定支援の推進

施策名	内容
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、配置等による支援	障がいがあるために意思疎通に支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、庁舎内配置等による支援を行います。
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により、人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。
情報やコミュニケーションに関する支援機器の利用支援	情報やコミュニケーションに関する支援機器の周知を図るとともに、機器を必要とする障がい者に対する給付、利用の支援等を行います。
絵記号等の普及及び利用の促進	意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び利用の促進を図ります。
障がい者の意思決定支援の充実	障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。 ⇒（再掲）4-（2） 権利擁護の推進と虐待防止
成年後見制度の利用促進	知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な障がい者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、身寄りがない者等について市長申立てを行います。 ⇒（再掲）4-（2） 権利擁護の推進と虐待防止

(2) 相談支援体制の構築

施策名	内容
障がい相談支援体制の整備	サービス等に関する苦情相談の受付や関係機関との連携による苦情の解決・予防に努めるとともに、令和5年度から宇土市重層的支援体制整備事業「ふくしの相談窓口」を設置し、多機関協働・アウトリーチ・参加支援の3つの方法で相談者を支援するとともに、関係機関との連携体制の構築を図っています。
各種相談機関の連携強化	民生委員等の地域で活動している人や団体、各種相談機関、医療機関等の関係機関の連携強化を図ります。
相談支援事業の活用	2か月に1回宇城圏域で相談支援専門部会を開催し、様々な事例についての検討を行っています。今後も市が委託する相談支援事業所と連携・協力を密にすることで、様々な事例に対応し解決に結びつけていきます。
障がい者相談員の周知と充実	障がい者相談員は、身近に相談できる人として活躍が期待されています。障がい者相談員の活動内容について広報やホームページ等で周知するとともに、より相談しやすくなるよう配慮していきます。

(3) 在宅福祉サービスの充実

施策名	内容
訪問系・日中活動系等サービスの充実	適切な在宅福祉サービスを提供することができるように、事業者と協力・連携して、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実を図ります。
地域生活支援事業の充実	日中一時支援事業や日常生活用具給付等事業などの地域生活支援事業の充実を図ります。
人工内耳音声処理装置給付事業の実施	人工内耳を利用している聴覚障がいのある人に、音声信号処理装置の買い替え費用を給付します。
在宅障害者紙おむつ費等助成事業の実施	常時介護が必要な重度の障がい者・児の方を在宅で介護している方に対し、紙おむつ費等を助成します。
ヤングケアラーを含む家族支援の充実	ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族に対する支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を行い、家事援助、短期入所等、家族の負担軽減につながる必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

施策名	内容
障がいのある子ども等を取り巻くネットワーク機能の充実	児童発達支援事業所、学校・保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点と療育専門家との関わりをさらに深め、発達に課題のある子どもや心理的つまずきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。
児童発達支援の充実	児童発達支援事業所等が連携を図り、適切なサービスが、できる限り身近な場所で受けられるよう、児童発達支援体制の一層の充実を図ります。
放課後や長期休暇時における児童・生徒等への支援体制の強化	就学後も引き続き専門的な支援が受けられるよう、放課後等デイサービスの整備及び質の充実を図ります。また、保護者の育児負担の軽減、就労支援策として日中一時支援での障がい児の預かりを行います。
医療的ケア児に対する支援の充実	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケアが必要な障がい児等については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。また、医療的ケア児の多分野にまたがる支援の利用を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを配置します。
家族支援・在宅支援の充実	情報提供や相談支援等により障がいのある子どもの家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障がい児について、居宅介護や短期入所、児童発達支援等により、在宅支援の充実に努めます。
児童発達支援センターの機能強化	宇城圏域で児童発達支援センターを設置し、専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的療育施設として、地域や障害児の多様なニーズに対応する機関としての体制整備を図ります。
子どもの意思決定支援等の充実	障がい児の意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進します。

6 保健・医療の推進

【現状と課題】

障がいのある乳幼児・児童に対する様々な早期対応の取組は、こどもの発達、発育を促し、生活能力の向上、さらには社会参加の幅を広げることや保護者の精神的負担の軽減にもつながります。本市では、妊娠届出時の保健指導及び栄養指導、未熟児訪問、乳幼児全戸訪問、「3～4か月」「6～7か月」「1歳6か月」「3歳児」の健康診査、幼児歯科教室、2歳児歯科教室等、それぞれの機会での子どもの成長・発達の状態を明らかにし、成長発達を支援するとともに、乳幼児期の発達面で気になるケースについては、健康相談や心理相談の利用を勧め、必要に応じて医療機関や相談機関とも連携を図り、適切な支援への繋ぎを行っています。

内部障がいについては、糖尿病や高血圧等の生活習慣病に起因して発症する場合も多いため、ライフステージに応じた健診受診の推進、重症化予防のための健康教育・健康相談等の各種保健事業との連携も重要です。健診の結果で治療や精密検査を勧められても受診されない方も多いため、精密検査受診の徹底と併せて重症化予防にも努めていく必要があります。

また、高齢化の進行に伴う要介護者の増加を見据え、介護状態等への移行を予防するための介護予防事業との連携も必要となります。

心の健康については、精神科医療や相談窓口の充実により、精神疾患を初期の段階で見し、早期に治療することで、重症化の防止も可能となります。一方、精神障がいに対する理解はまだ十分とは言えず、早期対応に結びついていない現状があります。今後は、心の健康の保持・増進も含めた環境整備が必要です。

【具体的な施策】

(1) 保健・医療の充実

施策名	内容
乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査の充実により疾病や障がいを早期に発見し、早期治療、早期療育につなげるとともに、保護者の育児不安への対応に努めます。
伴走型支援	妊娠8か月時アンケート及び面接(希望者)、産後2か月時アンケート及び面接を実施することで、産後うつ等の保護者の精神的負担の軽減に努めます。
若年者特定健康診査、特定健康診査、特定保健指導	生活習慣病予防のため健康診査を実施し、その結果をもとに保健指導・健康教育・健康相談などの保健事業を推進すると同時に、精密検査の受診勧奨を実施します。また、事業の実施にあたっては障がい者が利用しやすい環境づくりに努めます。
重症化予防事業	各種健康診査等により、保健サービスを一層推進し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めるとともに、医療や経過観察が必要とされた方への事後指導の充実を図ります。
精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進	医療機関をはじめとした関係機関と連携し、電話相談や面接相談、家庭訪問指導により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。
自立支援医療、重度心身障がい者医療制度の周知	パンフレットや広報紙、市ホームページなどにより、自立支援医療や重度心身障がい者医療制度などの医療費公費負担制度を周知し経済的負担の軽減に努めます。

(2) 精神保健福祉の充実

施策名	内容
精神保健知識の普及・啓発と心の健康づくりの推進	家庭や学校、地域や職場において、心の健康づくりに関する情報を普及・啓発します。また、健康教育の一環として心の健康づくり講座などを開催することにより、精神保健の知識及び精神障がい者への正しい理解について普及・啓発を行うとともに、精神疾患の予防と早期発見の機会の確保・充実を図ります。

啓発・広報による制度の利用促進	自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について、広報紙、市ホームページなどにより啓発し、利用の促進を図ります。
精神障がい者の地域移行への支援体制の確立	社会復帰可能な精神障がい者が、精神保健福祉の専門的な支援を受け、社会復帰訓練を体験することで社会的自立を促進させ地域につなげられるよう、「宇城圏域障がい者支援協議会」を核とした地域移行支援のネットワーク体制の充実を図るとともに、居宅介護など訪問系サービスの充実や地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の体制整備を図ります。
退院後の精神障がい者への切れ目のない支援	精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障がい者の退院後及び外来通院時の切れ目のない支援を行います。
精神障がい者に対する保健福祉事業の推進	精神障がい者が安定した生活を送れるよう、関係職員等による家庭訪問、家族への支援などの充実を図ります。
精神障がい者における相談支援体制の確立	精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図るとともに、当事者組織や精神障がい者とその家族に対する相談活動に対し支援を行います。

（３）難病に関する保健・医療施策の推進

施策名	内容
難病患者等に対する生活支援体制の整備	熊本県と連携し、難病患者等を支援する体制の整備に努めます。
難病患者に対する福祉施策の推進	各関係機関との連携を強化し、患者の特性に合った適切な福祉サービスの提供を推進します。
難病疾患に対する支援	難病疾患に対する住民の意識啓発に努め、住民が難病患者やその家族を支えることのできる地域社会の形成を図るとともに、保健所や各関係機関における連携体制を強化し、難病患者やその家族の生活の質の向上に努めます。

7 雇用・就業、経済的自立の支援

【現状と課題】

働くことを望んでいる人のだれもが就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人が職業に就き、社会経済活動に参加することは社会にとっても有益なことであり、障がいのある人にとっても、地域で生活していくための生きがいにもなります。

能力や障がいの程度に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

障がい者の現在の就労状況をたずねたところ、「働いている」と回答した人の割合は37.3%となっています。しかし、そのうち正社員等で就労している人は23.3%に留まっています。就業形態は障がい種別によって大きく異なっており、知的障がい者の61.5%、精神障がい者の40.6%はいわゆる福祉的就労となっています。

福祉的就労は、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、訓練を受ける場、働く場として、また一般的就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として重要な役割を担っています。一方で、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入が低いという課題もあります。調査結果でも、仕事上の悩みとして最も多く挙げられていたのは「収入が少ない」（48.7%）となっています。

働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、障がい者が一般就労できるようハローワーク宇城、熊本県南部障がい者就業・生活支援センター結等と連携し、取り組んでいくことが大切です。

熊本県南部の就業支援

■ 熊本県南部障害者就業・生活支援センター 結（八代市）

障がいのある方の就業面と生活面の一体的な相談・支援や事業主への支援などを行う支援機関で、各関係機関との連絡調整を行います。

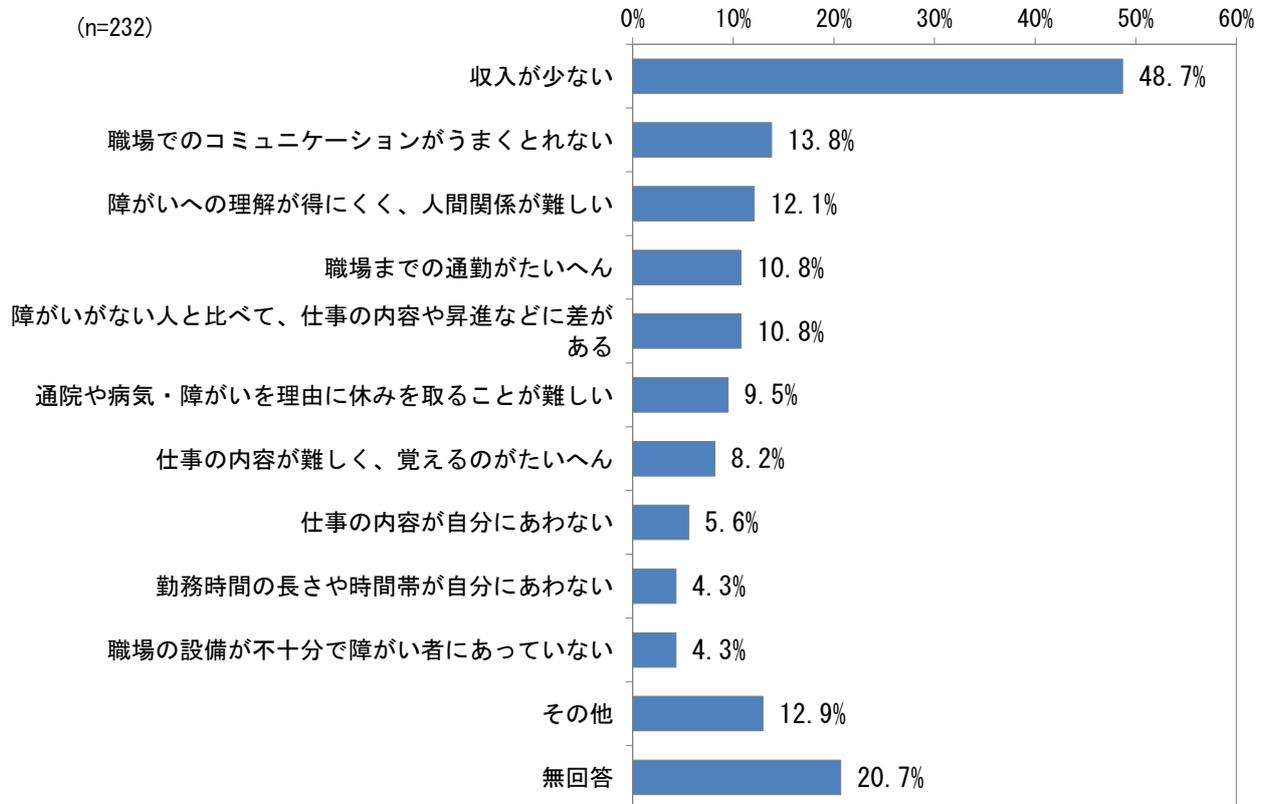
■ 宇城圏域障がい者支援協議会 就労支援部会

参加者：ハローワーク、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター、行政等

目的：就労支援ネットワークの構築・連携強化、障がい福祉に携わる職員のスキルアップ、情報の共有

活動内容：参加者による事業所見学研修、資源マップ作り

仕事のことで悩んでいることや困っていること



【具体的な施策】

(1) 総合的な就労支援

施策名	内容
就労継続支援事業・地域活動支援センターの充実	障がい者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して、就労継続支援事業（A型・B型）や地域活動支援センター事業の周知や利用促進、事業の充実を進めていきます。
授産製品の販売支援	福祉的就労の場で製造される製品の行政内の活用や販売拡大に向け、支援していきます。
就労移行支援事業の利用促進	一般就労を目指しながら働くことができる場として就労移行支援事業の利用促進を図るとともに、就労支援事業所での就業・生活支援センターやジョブコーチ（職場適応援助者）などの活用を促進します。
就労支援ネットワークの充実	就労支援部会で作製した福祉マップを活用していくとともに、ハローワーク、就業・生活支援センター、特別支援学校等による連携を密にし、就労支援の充実を図ります。
就労支援のネットワークの構築	雇用促進のため、ハローワーク、就労支援事業所等の関係機関とのネットワークの構築を図ります。また、市民・事業主に対して啓発活動を積極的に行い、障がいのある人が職業を通じて社会参加することの大切さの理解を促進します。さらに、「医療機関」、「相談支援事業所」、「就労移行支援事業所」が有している情報を市が仲介し、情報の共有化を図ることで利用者の掘り起こしにつなげます。必要に応じて、「障がい者就業・生活支援センター 結」とも連携します。
就労支援の充実	就労体験実習の実績を積み重ねていくとともに、職場でのサポートをしてくれるジョブコーチ制度の普及啓発に取り組み、利用を促進することで、就職後の職場定着を高めるための支援に努めます。また、企業等に対してトライアル雇用制度の周知に取り組み、障がい者の雇用を促進します。さらに、パソコン等を利用したテレワークなどへの支援を関係機関に要望します。
障がい者就労支援相談の実施	障がいのある方の就労に関する相談・支援を行います。

(2) 経済的自立の支援

施策名	内容
年金・手当制度の周知	障害基礎年金や特別障害者手当などについて、広報紙やパンフレットを活用し、わかりやすい制度周知に努めます。
各種割引制度の周知	NHK放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進を図ります。また、障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知を図ります。
在宅介護手当の実施	身体障害者手帳所持者で医師判定書により要介護状態と認められた人、もしくは療育手帳（A1）所持者を在宅で介護している人に在宅介護手当を支給します。

(3) 障がい者雇用の促進

施策名	内容
市における障がい者雇用の促進	市における障がい者雇用について、法定雇用率を確保し、また採用試験の実施方法等における合理的な配慮を行うとともに、働きやすい職場環境の整備に努めます。
企業等に対する理解促進	ハローワーク等の各関係機関と連携し、障がい者雇用に関する啓発と理解促進に努めます。また、職場内の障がい者の理解促進に努めます。企業に対しては、法定雇用率が達成できるようハローワークと連携し、障がい者雇用の促進について、理解や協力を求めています。さらに、国や県などの障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度、税制優遇措置等について広報紙やホームページ等を活用し、周知を図ります。

8 教育の振興

【現状と課題】

全ての子どもが共に教育を受けられるようにするためには、特別な支援が必要な子ども一人ひとりのニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。また、障がいのある子どもに対する教育環境においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができ、社会的に自立するための生きる力を身につけることができるような環境整備が必要となります。

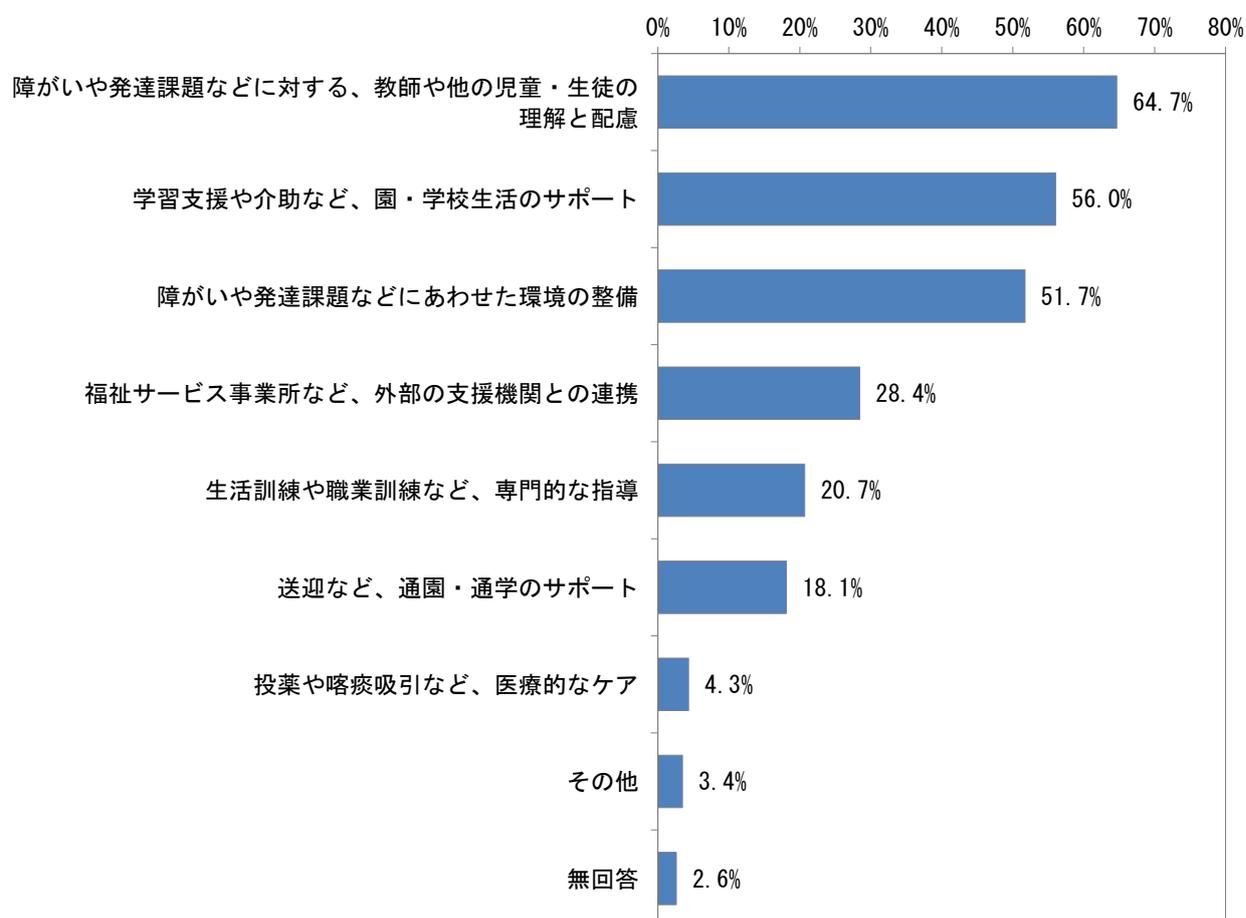
調査結果では、障がいのある子どもが園や学校に通う上で求めることとして、「障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」と回答した人が最も多く、64.7%となっています。次いで、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」(56.0%)、「障がいや発達課題などにあわせた環境の整備」(51.7%)と続いており、障がいや発達課題などに対する理解とサポート、そして障がいのある子どもにやさしい教育環境の整備が求められています。

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

本市においても、共生社会の実現に向けて、「社会モデル」の考え方やインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての子どもたちが可能な限り共に学び、一人ひとりの特性・能力に応じた支援を受けられる特別支援教育の推進に努める必要があります。

園や学校に通う上で、求めること

(n=116)



【具体的な施策】

(1) 療育の充実

施策名	内容
早期療育の充実	障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を行い、障がいのある子どもができるだけ早い段階で適切なサービスを受けられるよう、医療、教育、行政等の障がいのある子どもにかかわる各機関との情報の共有化や連携を図り、療育事業の充実に努めます。
療育・教育相談、教育支援に関する広報の充実	子どもの就学先を決定するにあたっては、子どもにとって「今、どのような学びが必要であるか」を第一に考え、我が子の障がいに戸惑いや不安を抱く保護者の精神的な負担を緩和し、子どもにとってよりよい就学先を決定するために、できる限り早い時期に相談・支援を受けられるよう、療育・教育相談や教育支援等について周知していきます。
障がい児保育等の充実	障がいのある子どもを保育所や幼稚園、児童クラブで受け入れることができるように体制整備に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、保育内容の充実に努めます。
個別支援ファイルの作成及び周知	障がいのある子ども一人ひとりの成育状況や支援の経過を記録する支援ファイルを作成するとともに、熊本県が作成した「発達障がいサポートファイル」について周知します。また、支援ファイルをもとに、医療・保健・福祉・教育・労働等の各機関が、情報を共有化し、連携して支援にあたることのできるよう活用していきます。
療育相談の周知と充実	宇城圏域で設置している児童発達支援センターにおいて、子どもの運動発達や言葉の遅れ、落ち着きがないなど、保護者などの心配事や悩み事について、専門の相談員が相談に応じています。また、保育所や幼稚園などの児童施設等の職員に対する療育指導の充実に努め、広報紙及び市ホームページで周知していきます。
難聴児補聴器購入費助成事業の実施	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の聴覚障がいのある児童に対して、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与するため、補聴器の購入経費の一部を助成します。

(2) 学校教育の充実

施策名	内容
教育相談、教育支援体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がいのある児童・生徒一人ひとりの実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら教育支援に努めます。また、学校の教育活動全体を通じた障がいに対する理解の促進や、異なる学校間の取組にあたっての体制整備を含む交流及び共同学習の事例や在り方等に関する情報収集や周知を行うことで、一層の推進を図ります。
学校施設のバリアフリー化	学校施設については、障がいのある児童・生徒が安心安全に学校生活を過ごせるようバリアフリー化に努めます。
いじめ防止及び早期発見のための支援	「いじめの防止等のための基本的な方針（いじめ防止基本方針）」に則り、発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒の特性を踏まえ、いじめ防止や早期発見等のための適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する指導を行います。
特別支援教育推進体制の整備	<p>発達障がいを含む全ての障がいのある児童・生徒の支援のため、各学校において特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修や外部専門員（特別支援学校や療育センター）による巡回相談等を実施し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して効果的な教育活動を行うための支援に努めます。</p> <p>また、福祉関係機関等と連携した宇土市特別支援連携協議会を設置し、就労までを見通した支援体制を充実させるため、学校における支援体制を整備するとともに、地域住民への理解促進に努めます。</p> <p>さらに、教育上特別の支援を要する児童・生徒に対し、一人ひとりの特性・能力に合わせた学習支援を行うため、小・中学校に非常勤職員を配置し、児童・生徒の支援に努めます。</p>
在宅療養児への学習環境の整備	病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促す等、環境の整備を推進します。

インクルーシブ教育の充実	発達障がいを含む障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた指導を充実させるため、各学校の特別支援学級等において、より身近な地域で専門的な教育を受けられるように努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に学ぶ機会の充実を図ります。
--------------	---

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

施策名	内容
学習活動の支援	障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、図書館、公民館等の社会教育施設において、障がい者の利用に配慮した学習・活動の場を提供するよう努めます。
子どもの学習・体験活動等の充実	障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちの成長を地域全体で支える社会が実現できるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子どもたちの多様な学習・体験活動等の充実を図ります。
市主催事業での手話通訳等の実施	市主催の学習会・講演会などに手話通訳者を配置し、聴覚障がい者の社会参加の機会の拡大と、活動の支援に努めます。
障がい者等の読書環境の整備充実	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」等を踏まえ、図書館、学校図書館等が連携し、点字図書・大活字本を充実するなど障害者等の読書環境の整備に取り組みます。

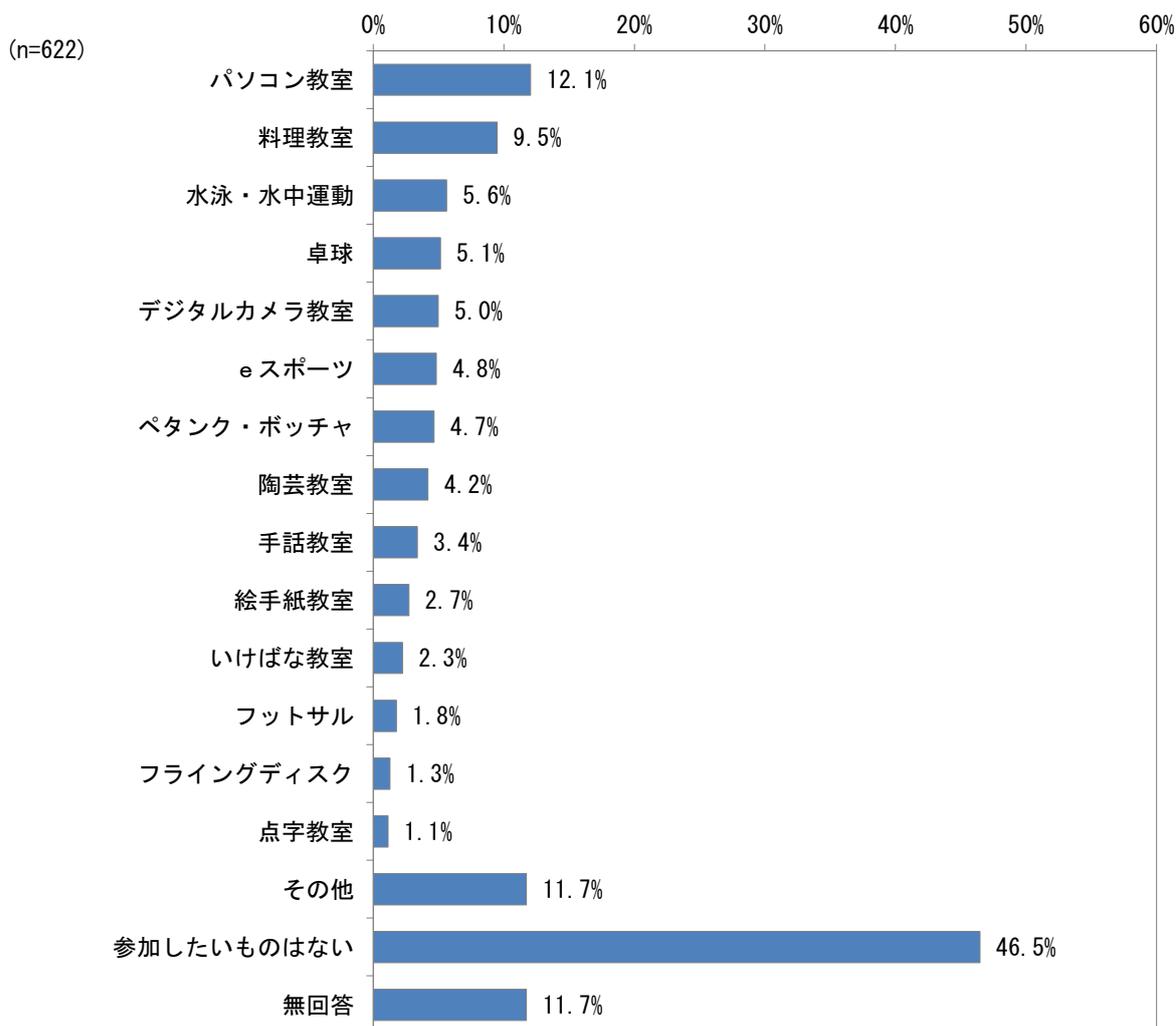
9 文化芸術活動・スポーツ活動の支援

【現状と課題】

自分が参加したいと思うスポーツや文化活動について聞いたところ、パソコン教室と料理教室が上位を占め、水泳・水中運動、卓球が続き、文化活動だけではなくスポーツ活動に対しても興味を持たれています。余暇活動の充実は、生活を豊かにし、生きがいづくりにもつながります。

しかし、その反面、参加したいものはないと回答した人が46.5%に上っています。障がい者によって障がいの部位、そして程度は様々です。自分の興味があるもの、自分の運動機能に合うものに参加できるように、多種多様な場を提供していくこと、そしてその情報を的確に伝え、参加を促していくことが必要です。

どのようなスポーツや文化活動に参加したいか



【具体的な施策】

(1) 文化芸術活動、スポーツ活動の支援

施策名	内容
障がい者スポーツの振興	毎年開催している福祉スポーツ大会の参加者を拡大し、交流の場としても活用します。
ボランティアの参加促進	スポーツ大会へのボランティアの参加を促進し、障がい者スポーツに対する理解と関心の高揚を図ります。
聴覚障がい者、視覚障がい者に対する情報提供体制の整備	熊本県聴覚障害者情報提供センターと連携し、手話・DVDの貸出や各種講座などの情報について周知するとともに、点字図書館の情報化に対応した機能の機器の充実を図ります。
入場料・使用料の減免措置の充実	障がい者の社会参加を促進するため、市が設置している施設の入場料・使用料の減免措置を充実させます。
スポーツを通じた社会参加の促進	障がいの有無に関わらず、全ての市民が参加できるスポーツイベントの開催により、障がいのある人とない人の相互理解と交流の促進に取り組みます。
文化芸術活動における支援	障がい者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができるよう、施設・設備の整備等を進めるとともに、障がい者のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。
宇土市民会館のバリアフリー化	市民会館の利便性向上や公演・展示等における配慮の提供などに取り組み、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進します。
聴覚・視覚障がい者への芸術鑑賞の支援	聴覚に障がいのある方々のためのバリアフリー字幕及び視覚に障がいのある方々のための音声ガイド等の配慮に努めることにより、芸術の普及・振興に寄与します。
子どもへの文化芸術鑑賞の機会の提供	小・中学校・特別支援学校等において、文化芸術活動団体による実演芸術の公演や、障がいのある芸術家の派遣を実施することにより、全ての子どもたちに対し文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供します。
地域の人々との交流促進	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者に限らず誰もが参加しやすいイベントとなるよう努め、交流促進を図ります。

第2章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障害福祉サービス等に関する成果目標及び活動指標

本計画では、国の基本方針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえ、令和8年度末までの新たな成果目標及び活動指標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者の地域生活への移行を進めるには、地域の受け皿となる重度障がい者の受け入れが可能なグループホームや短期入所事業所の増加、日中活動の場の確保など幅広い支援が必要となります。

国の基本指針	<p>①令和4年度末時点の施設入所者数の<u>6%以上</u>が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から<u>5%以上</u>削減することを基本とする。</p>
--------	---

本市の考え方	<p>①令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数の<u>5%以上</u>が地域生活へ移行することを目指します。※過去の実績及び施設入所待機者もいるため、国の基本指針を下回る目標を設定しています。</p> <p>②令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末の施設入所者数から<u>5%以上</u>減少させることを目指します。</p>
--------	--

【成果目標】

項目	基準値	目標値
①地域移行者数	令和4年度末時点 施設入所者数 40人	令和8年度末までに2人 (5%移行)
②施設入所者数		令和8年度末時点で38人 (5%削減)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、地域包括ケアシステムを整備する必要があります。

国の基本指針	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進する。※国の基本指針に定める成果目標については、県内における数値目標のため、県が設定する。
--------	--

本市の考え方	<p>保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数、保健、医療及び福祉関係者の参加者数、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。</p> <p>また、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援又は共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。</p>
--------	---

【活動指標】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	1	0	1	3	3	3

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/回	23	0	30	30	30	30

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	0	0	3	3	3

精神障がい者の地域移行支援利用者数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

精神障がい者の地域定着支援利用者数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

精神障がい者の共同生活援助利用者数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	24	29	35	35	36	37

精神障がい者の自立生活援助利用者数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	7	7	5	5	6	6

（3）地域生活支援の充実

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを地域の実情に応じて整備することで、障がい者・児等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。

また、地域生活支援拠点等の運用をしていく中で明らかになった課題等について継続的に検証、検討を行っていきます。

国の基本指針	<p>①令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>②令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進めることを基本とする。</p>
--------	---

本市の考え方	<p>①地域生活支援拠点を平成31年4月に1か所整備（面的整備型）しており、年1回以上運用状況を検証、検討します。また、その機能の充実のため、第7期計画期間中にコーディネーターを配置し、効果的な支援体制の構築を進めます。</p> <p>②令和8年度末までに強度行動障がい者を有する者に関して支援ニーズを把握し、宇城圏域での支援体制の整備を進めます。</p>
--------	--

【成果目標】

地域生活支援拠点等の設置か所数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	1	1	1	1	1	1

強度行動障がい者を有する者への支援体制の整備

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	1

【活動指標】

検証及び検討の実施回数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	0	0	1	1	1

コーディネーターの配置人数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

（4）福祉施設から一般就労への移行等

平成30年4月1日から障がい者雇用義務の対象者（身体障がい者、知的障がい者）に精神障がい者が加わり、法定雇用率が段階的に引き上げられるなど、障がい者の雇用義務がある事業主の範囲が拡大しています。今後、一般就労へ移行する障がい者の増加が期待されるため、就労移行支援事業所等との連携を深めていきます。

国の基本指針	<p>①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p> <p>③就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指すことを基本とする。</p> <p>④就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指すことを基本とする。</p> <p>⑤就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>⑥就労定着支援事業所の利用者数については、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p> <p>⑦就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p>
--------	--

本市の考え方	<p>①福祉施設から一般就労への移行者数について6人を目標とします。</p> <p>②～④本市の実情を考慮し、一般就労への移行者については就労移行支援事業からの移行を2人、就労継続支援A型利用者からの移行を3人見込みます。就労継続支援B型事業の利用者については、過去実績から移行は困難と思われるため移行を0人と見込みます。</p> <p>⑤就労移行支援事業を実施する事業所と連携し、目標達成に努めます。</p> <p>⑥、⑦就労定着支援事業を実施する事業所と連携し、目標達成に努めます。</p>
--------	---

【成果目標】

項目	基準値	目標値	備考
①福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度3人	令和8年度6人	1.28倍以上 (2.00倍)
②うち、就労移行支援事業のみ	令和3年度1人	令和8年度2人	1.31倍以上 (2.00倍)
③うち、就労継続支援A型のみ	令和3年度2人	令和3年度3人	1.29倍以上 (1.50倍)
④うち、就労継続支援B型のみ	令和3年度0人	令和8年度0人	—

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児への重層的な地域支援体制の構築を目指し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、宇城圏域で児童発達支援センターの設置を進めています。児童発達支援センターは、地域における障がい児支援の中核的役割を果たすことが期待されています。

また、医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にあります。障害児通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がなされていないこと等により、医療的ケア児の受入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、障害児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する必要があります。

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ②令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 ③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ④令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
<p>本市の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①児童発達支援センターを1か所設置します。（圏域による設置） ②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目指し、児童発達支援センターで保育所等訪問支援を実施します。 ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを目指し、宇城圏域で連携していきます。（圏域による確保） ④保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。（圏域による配置）

【成果目標】

児童発達支援センターの設置

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	1	1	1

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	1

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	1

主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	1

医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	1	1	1

（6）相談支援体制の充実・強化等

宇城圏域では、「宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい」を設置しており、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を整備しています。今後も、多様な相談内容や地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう取り組みます。

国の基本指針	<p>①令和8年度末までに各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努めることを基本とする。</p> <p>②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
--------	---

本市の考え方	<p>①総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを宇城圏域で設置しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数、主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。 <p>②宇城圏域障がい者支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制確保を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。
--------	---

【成果目標】

項目	基準値	目標値
相談支援体制の確保	令和8年度までに基幹相談支援センター設置	宇城圏域で平成31年度に設置済
協議会の体制確保	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組	令和6年度から宇城圏域障がい者支援協議会で検討し実施予定

【活動指標】

基幹相談支援センターの設置の有無

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	有	有	有	有	有	有

地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	114	237	107	200	210	220

地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	105	46	36	60	65	70

地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	25	55	50	65	70	75

個別事例の支援内容の検証の実施回数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	—	20	10	22	24	26

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	2	2	2	2	2	2

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	—	—	—	1	1	1

協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	4	4	4	4	4	4

協議会の専門部会の設置数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	5	5	5	5	5	5

協議会の専門部会の実施回数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	7	18	19	20	20	20

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの多様化に伴い、多くの事業者が参入しています。障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に求めるサービス等を適切に提供するためには、サービスの質の向上が必要となります。

国の基本指針	令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。
--------	---

本市の考え方	<p>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を目指すため、各種研修に積極的に参加するとともに、自立支援審査支払システム等を活用し過誤請求をなくすよう取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に参加する職員の人数の見込みを設定します。 ・障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用します。事業所や関係自治体等と共有する体制は今後検討していきます。
--------	--

【活動指標】

都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	5	5	5	5	5	5

障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	無	無	無	検討	検討	検討

（8）発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見、早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要です。現在、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の充実が求められています。また、発達障がいのある子育てを経験し、同じ悩みを抱える保護者に対してサポートを行うペアレントメンターについてもその必要性が求められています。

また、同じ悩みを持つ本人同士や家族同士がその経験を活かしながら、互いに支え合うピアサポート活動等の支援体制の整備を進めていく必要があります。

国の基本指針	<p>発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築する。</p> <p>※成果目標の設定はなし</p>
--------	---

本市の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び本市における実施体制を勘案し、ペアレントプログラム及びペアレントトレーニングの開催回数の見込みを設定します。 ・現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び受講状況を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
--------	--

【活動指標】

ペアレントプログラムの開催回数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	6	12	12	12	12

ペアレントトレーニングの開催回数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	0	0	6	6	6

ペアレントメンターの人数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	3	3	3	4	4	4

ピアサポート活動の実施回数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	1	1	2	3	3	3

2 障害福祉サービス等に関する各サービスの見込量

障害福祉サービスの必要量の見込みについては、国の基本指針及び第6期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて設定します。なお、令和5年度の実績は、令和5年12月末時点での見込となります。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

サービス名	内 容
居宅介護	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や家事などを行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の障がいがある人に自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に同行し、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難があり常に介護を必要とする人に、外出時における移動中の介護、排せつや食事の介護等必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的にを行います。

① 居宅介護

【見込量の考え方】

現利用者数、障がい者等のニーズから利用者数を見込み、その数に平均的な一人当たりの利用時間（12時間）を乗じて、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

相談支援専門員、関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	745	774	807	852	876	900
人/月	66	70	69	71	73	75

※ 時間/月：月間のサービス提供時間（以下、同じ）

※ 人/月：月間の利用人数（以下、同じ）

② 重度訪問介護

【見込量の考え方】

現利用者は1人であり、他にサービス利用の要件に該当する対象者からの利用希望の相談等がないため、現状での利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	224	224	225	225	225	225
人/月	1	1	1	1	1	1

③ 同行援護

【見込量の考え方】

現利用者、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

市内事業所が不足しているため、必要な人が利用できるよう関係事業所等に働きかけを行い、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	34	41	61	72	81	90
人/月	5	6	7	8	9	10

④ 行動援護

【見込量の考え方】

利用実績はありませんが、今後利用が見込まれることから1人を見込み、一人当たりの利用量等を勘案して設定します。

【見込量確保のための方策】

圏域内にサービス提供事業所がないため、訪問系サービスを実施している関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	0	10	10
人/月	0	0	0	0	1	1

⑤ 重度障害者等包括支援

【見込量の考え方】

利用実績がなく、またサービス提供体制も整備されていないことから、利用者数及び量の見込みを0人と設定します。

【見込量確保のための方策】

県内にサービス提供事業所がないため、見込量を0人としますが、今後、希望者が利用できるよう関係機関等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 ※新規	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型 （雇用契約有）	企業等に就労することが困難な人に、雇用契約に基づく就労の場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型 （雇用契約無）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した人で、生活面等の課題が生じている人に対し、課題解決に向けて企業、事業所、家族等との連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療を必要とする常に介護が必要な人に、主に昼間において病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気や用事がある場合などに、短期間、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と病院等において実施する「医療型」があります。

① 生活介護

【見込量の考え方】

現利用者数、直近の伸び及び障がい者等のニーズから利用者数を見込み、その数に平均的な一人当たりの利用日数(17日)を乗じて、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期(実績)			第7期(見込量)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	1,574	1,535	1,562	1,700	1,819	1,955
人/月	91	88	94	100	107	115

※ 人日/月：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量(以下、同じ)

② 自立訓練

【見込量の考え方】

機能訓練については、前期計画期間での利用実績はありませんが、今後利用が見込まれることから1人を見込みます。生活訓練については、現利用者数、直近の伸び及び障がい者等のニーズから利用者数を見込み、その数に平均的な一人当たりの利用日数(16日)を乗じて、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

自立訓練(機能訓練)

単位	第6期(実績)			第7期(見込量)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	10	10	10
人/月	0	0	0	1	1	1

自立訓練(生活訓練)

単位	第6期(実績)			第7期(見込量)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	93	88	93	112	128	144
人/月	9	8	6	7	8	9

③ 就労選択支援

【見込量の考え方】

新たなサービスであり、令和7年10月をめどに開始される予定とされているため、初年度を2人とし、次年度に2人増加すると見込み設定します。

【見込量確保のための方策】

関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	—	—	—	—	2	4

④ 就労移行支援

【見込量の考え方】

第6期の利用者数及び障がい者等のニーズから利用者数を見込み、その数に平均的な一人当たりの利用日数（9日）を乗じて、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	149	126	95	135	144	153
人/月	14	17	11	15	16	17

⑤ 就労継続支援

【見込量の考え方】

現利用者数、直近の伸び及び障がい者等のニーズから利用者数を見込み、その数に平均的な一人当たりの利用日数（A型：19日、B型：16日）を乗じて、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

就労継続支援（A型）

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	1,499	1,501	1,461	1,577	1,615	1,653
人/月	81	83	77	83	85	87

就労継続支援（B型）

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	1,277	1,394	1,447	1,520	1,648	1,824
人/月	83	85	90	95	103	114

⑥ 就労定着支援

【見込量の考え方】

第7期計画で見込んでいる福祉施設の利用者の一般就労への移行者数・就労定着者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

一般就労での継続した就労を図るため、関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	1	2	2	2	2	2

⑦ 療養介護

【見込量の考え方】

現利用者数及び障がい者等のニーズを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	18	18	17	17	17	18

⑧ 短期入所

【見込量の考え方】

第6期期間中は新型コロナウイルス感染症による事業所の利用制限も影響し、利用日数が減少していましたが、今後は利用増加が見込まれるため、現利用者数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。医療型については、現利用者で利用日数の増加を見込みます。

【見込量確保のための方策】

関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

短期入所（福祉型）

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	21	36	51	80	84	92
人/月	15	14	19	20	21	23

短期入所（医療型）

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	5	11	24	28	32	36
人/月	1	4	4	4	4	4

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間において、相談、入浴、排せつ、食事の介護等、必要な日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介助等、必要な日常生活上の支援を行います。

① 自立生活援助

【見込量の考え方】

近年の実績はありませんが、今後利用が見込まれることから、施設入所者の地域生活への移行者数等の実情を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

圏域内にサービス提供事業所がないため、関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

② 共同生活援助

【見込量の考え方】

現利用者数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者の地域生活への移行時における共同生活援助の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

さらに、当該利用者数のうち、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者について個別に利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

特に重度障がい者が利用する施設については、関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	66	72	77	78	79	80

共同生活援助利用者のうち重度障がい者の利用者数

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	6	6	5	6	7	8

③ 施設入所支援

【見込量の考え方】

入所待機者がいる状況ではありますが、施設入所からの地域移行を進める観点から利用者の減を見込みます。令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数と新規入所者数を勘案し、令和8年度時点で38人と利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

関係事業者等と適切に連携し、地域移行の促進と新規利用者に対するサービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	44	42	41	40	39	38

(4) 相談支援

相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談、援助などを行います。
地域定着支援	居宅において、単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

① 計画相談支援

【見込量の考え方】

現利用者数、サービス利用者数の増加を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

サービスの性質上、月によって利用人数が変動しますが、利用希望に対して柔軟に相談支援を行える体制を確保します。また、特定相談支援事業所が不足していることから、指定申請について関係事業者等に働きかけ、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	75	79	90	95	100	105

② 地域移行支援

【見込量の考え方】

近年の実績はありませんが、今後利用が見込まれることから、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

③ 地域定着支援

【見込量の考え方】

近年の実績はありませんが、今後利用が見込まれることから、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域移行への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

事業実施にあたっては、24時間365日の「常時の連絡体制の確保」が必要となりますが、宇城圏域では3事業所が指定を受けており、サービス提供体制は確保できています。今後、宇城圏域障がい者支援協議会や宇城地域精神保健福祉連絡会等を通して連携強化を図り、事業の拡大に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1



(5) 障がい児支援

障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

サービス名	内 容
児童発達支援	身近な地域で就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある未就学の児童に、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して児童発達支援の提供を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等その他の必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、障がい児の集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

① 児童発達支援

【見込量の考え方】

現に利用している障がい児の数やニーズ、その数に平均的な一人当たりの利用日数(5日)を乗じて、利用児童数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

利用者の増加を見込んでいるため、関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	381	431	589	690	740	795
人/月	102	110	129	138	148	159

② 医療型児童発達支援

【見込量の考え方】

現利用者は1人であり、他にサービス利用の要件に該当する対象者からの利用希望の相談等がないため、現状での利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	3	9	15	17	19	21
人/月	1	1	1	1	1	1

③ 居宅訪問型児童発達支援

【見込量の考え方】

圏域に指定事業所もなく、対象となり得る児童がいないことから、見込量を0人と設定します。

【見込量確保のための方策】

庁内関係部署や関係機関とも連携し、情報把握に努めながら、関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

④ 放課後等デイサービス

【見込量の考え方】

現に利用している障がい児の数やニーズ、その数に平均的な一人当たりの利用日数(10日)を乗じて、利用児童数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

利用者の増加を見込んでいるため、関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	2,258	2,421	2,667	2,910	3,010	3,090
人/月	219	256	279	291	301	309

⑤ 保育所等訪問支援

【見込量の考え方】

現に利用している障がい児の数やニーズ、平均的な一人当たりの利用量を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

関係事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	9	31	47	60	90	125
人/月	14	24	35	40	45	50

⑥ 障害児相談支援

【見込量の考え方】

現に利用している障がい児の数やニーズ、また障害児通所支援等の利用者数の見込み等を勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

サービスの性質上、月によって利用人数が変動しますが、利用希望に対して柔軟に相談支援を行える体制を確保します。また、障害児相談支援事業所が不足していることから、関係事業所に対し働きかけを行います。

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	84	94	105	115	125	135

3 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施しています。地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に規定されており、実施が義務付けられている「必須事業」と、地域の特性を考慮して市の判断で実施する「任意事業」があります。各事業の現状を踏まえ、本市が実施する各事業の内容と給付実績、見込量は以下のとおりです。なお、令和5年度の実績は、令和5年12月末時点での見込となります。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業） （住宅入居等支援事業）
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(11) 訪問入浴サービス事業
	(12) 日中一時支援事業
	(13) 地域移行のための安心生活支援事業
	(14) レクリエーション活動等支援事業
	(15) 点字・声の広報等発行事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすために、障がいのある人等への理解を深めるための啓発事業等を通じて地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を図ります。

【事業実施に関する考え方】

令和8年度までの事業化を目指し、検討を進めていきます。

【見込量確保のための方策】

事業内容に係るニーズの把握に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

理解促進研修・啓発事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	無	無	無	検討	検討	有

(2) 自発的活動支援事業

【事業内容】

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災が対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【事業実施に関する考え方】

令和8年度までの事業化を目指し、検討を進めていきます。

【見込量確保のための方策】

地域における取組状況に関して情報の収集に努めます。

自発的活動支援事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	無	無	無	検討	検討	有

(3) 相談支援事業

【事業内容】

■ 障害者相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

■ 基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村の相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置し、相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

■ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望し、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等を行います。

【事業実施に関する考え方】

宇城圏域において、3事業所と障害者相談支援事業の委託契約を締結し、基幹相談支援センターについても1か所設置し対応することとしています。

また、住宅入居等支援事業についても、事業化を検討します。

【見込量確保のための方策】

障がいに関する総合的な相談窓口として広く周知するとともに、地域の関係機関との連携強化を図り、地域の相談体制の充実を図ります。また、住宅入居等支援事業については、宇城圏域障がい者支援協議会の相談支援専門部会等を活用し検討します。

障害者相談支援事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	3	3	3	3	3	3

基幹相談支援センター

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	有	有	有	有	有	有

基幹相談支援センター等機能強化事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	有	有	有	有	有	有

住宅入居等支援事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	無	無	無	検討	検討	検討

（4）成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

【事業実施に関する考え方】

成年後見制度を必要とする障がい者の利用促進に向けた体制づくりの取組として、「宇土市成年後見支援センター」を開設し、宇土市社会福祉協議会に運営を委託しています。権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等を図ります。

【見込量確保のための方策】

関係機関と連携し、成年後見制度についての相談、制度の普及・啓発、利用支援を行い、講演会や研修会などを開催し、制度や権利擁護についての情報発信を行います。

成年後見制度利用支援事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人／年	2	3	2	3	3	3

（5）成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容】

障がいのある人の権利擁護の観点から、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【事業実施に関する考え方】

宇土市成年後見支援センターと連携し、事業実施について検討を進めていきます。

【見込量確保のための方策】

法人後見を実施する団体を確保するため、制度の周知及び働きかけを行うよう努めるとともに、他市町村との連携について協議していきます。

成年後見制度法人後見支援事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	無	無	無	検討	検討	検討

（6）意思疎通支援事業

【事業内容】

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を推進していきます。また、庁舎内に手話通訳者を設置する事業を通じて、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行います。

【事業実施に関する考え方】

「熊本県ろう者福祉協会」と委託契約を結んでいます。また、庁舎内での手話通訳者設置事業については、令和5年度から実施しています。

【見込量確保のための方策】

制度の周知に努めるとともに、庁舎内の手話通訳者設置事業については利用者の要望や実績を勘案した上で設置日数を検討し、関係団体との連携を図ります。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	71	100	105	110	115	120

手話通訳者設置事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	1	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

【事業内容】

障がい者等の日常生活がより円滑に行われるため、用具を必要とする障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

【事業実施に関する考え方】

利用者のニーズを把握し、制度の見直しや対象用具の検討などを行います。

【見込量確保のための方策】

障害者手帳交付時の説明や、広報紙、ホームページ等による制度の周知に努めます。

介護・訓練支援用具（特殊寝台、移動用リフト等）

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	4	5	3	4	4	4

自立生活支援用具（入浴補助用具、移動・移乗支援用具等）

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	4	8	3	5	5	5

在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器・パルスオキシメーター等）

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	4	2	4	3	3	3

情報・意思疎通支援用具（視覚障がい者用ポータブルレコーダー等）

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	9	7	8	9	9	9

排泄管理支援用具（ストマ装具、紙おむつ等）

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	928	941	950	955	960	965

居住生活動作補助用具（住宅改修費）

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	1	1	1	1	1	1

（8）手話奉仕員養成研修事業

【事業内容】

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を要請し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する事業です。

【事業実施に関する考え方】

宇城市が代表市となり「熊本県ろう者福祉協会」と委託契約を締結し、2市6町により共同で事業を実施しています。

【見込量確保のための方策】

広報紙及び市ホームページ等による制度の周知に努めます。

手話奉仕員養成研修事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	14	11	16	16	16	16

※ 2市6町全体の人数

（9）移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障がいのある人などに対して、外出のための支援を行うことにより地域における自立した生活や余暇活動等に参加するための外出支援を行います。

【事業実施に関する考え方】

利用者のニーズはありますが、事業を実施できる事業所が少なく、契約事業所が増えない状況です。契約を結ぶことができる事業所と適宜契約を結びながら事業を実施しています。

【見込量確保のための方策】

事業の周知を図り、サービス提供事業所の確保と情報提供等の充実に努めます。

移動支援事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	6	8	7	8	9	10
時間/年	726.5	702.5	840	870	900	930

(10) 地域活動支援センター事業

【事業内容】

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

○地域活動支援センターⅠ型

相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

○地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者(児)に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。

○地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

【事業実施に関する考え方】

市内1か所（うきうき地域生活支援センター<Ⅰ型>）、市外1か所（宇城きぼうの家<Ⅲ型>）に委託し、宇城圏域において共同で事業を実施しています。

【見込量確保のための方策】

Ⅲ型の利用人数が減少傾向にあることから、事業の周知を図るとともに、今後の在り方についても検討していきます。

○地域活動センターⅠ型（宇土市：うきうき地域生活支援センター）

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	1	1	1	1	1	1
人/年	1,274	2,816	3,200	3,250	3,300	3,350

※ 宇土市の利用人数

○地域活動センターⅡ型

※ 宇城圏域では、地域活動支援センターⅡ型の事業は実施していません。

○地域活動センターⅢ型（宇城市：宇城きぼうの家）

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	1	1	1	1	1	1
人/年	2	0	5	10	20	30

※ 宇土市の利用人数

(11) 訪問入浴サービス事業

【事業内容】

在宅の重度の身体障がいの方に、入浴の機会を提供し、身体の清潔と健康の維持を図るため、居室内に浴槽等を搬入して入浴サービスを実施します。

【事業実施に関する考え方】

直近で利用者はいませんが、これまでの利用実績などを勘案して見込んでいます。利用者のニーズに応じて、事業所と適宜契約を結びながら事業を実施します。

【見込量確保のための方策】

利用ニーズの把握に努めるとともに、今後在宅での入浴を希望する利用者に継続してサービスを提供できるよう、利用提供体制を整備します。

訪問入浴サービス事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	1	1	0	1	1	1

(12) 日中一時支援事業

【事業内容】

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。

【事業実施に関する考え方】

利用者のニーズに応じて、サービス提供事業所と適宜契約を結びながら事業を実施し

ています。また、支援学校で実施する障がい児タイムケアサービス事業については、宇城市と協定を結び事業を実施しています。

【見込量確保のための方策】

特に、支援学校に通学している児童・生徒の利用希望が多いが、サービス提供事業所が不足している状況のため、サービス提供事業所の確保と情報提供等の充実に努めます。

障がい者等日帰りショートステイ事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	21	21	23	23	24	25
回/年	654	1,201	1,230	1,260	1,290	1,320

障がい児タイムケアサービス事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	6	6	5	4	4	4
回/年	619	475	300	280	280	280

(13) 地域移行のための安心生活支援事業

【事業内容】

障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備し、自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援します。

【事業実施に関する考え方】

地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、令和8年度までにサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置します。

【見込量確保のための方策】

基幹相談支援センターや関係機関と協議し、コーディネーターの配置を進めていきます。また、事業について広く周知を行い、利用登録者の増加に努めます。

地域移行のための安心生活支援事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	無	無	無	検討	検討	有

(14) レクリエーション活動等支援事業

【事業内容】

障がい者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進することを目的として実施します。

【事業実施に関する考え方】

毎年「宇土市福祉スポーツ大会」を開催します。

【見込量確保のための方策】

実施する内容については、パタンク、モルック、eスポーツなど適宜検討し、サービス提供事業所や市ホームページ等により周知を図ります。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	80	90	100

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業中止のため実績なし

(15) 点字・声の広報等発行事業

【事業内容】

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳や音声により、市広報紙の情報を定期的に提供するなど、地域生活を営む上で必要な情報を提供することにより、社会参加を促進します。

【事業実施に関する考え方】

熊本県点字図書館に事業を委託し、音声コードによる「広報うと」を月1回発行し希望者に配布します。

【見込量確保のための方策】

事業の内容について、市ホームページ等により周知を図ります。

点字・声の広報等発行事業

単位	第6期（実績）			第7期（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	7	7	7	8	8	8

第3章 計画の推進体制

1 計画の推進のために

障がい者の地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、福祉サイドのみならず、地域、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、ハローワーク、特別支援学校、医療機関等の関係機関との連携を図り、地域ネットワークの強化に努めます。また、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を促すための啓発・広報活動を行います。

2 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けてPDCAサイクルにより計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

(1) 計画の達成状況の進行管理

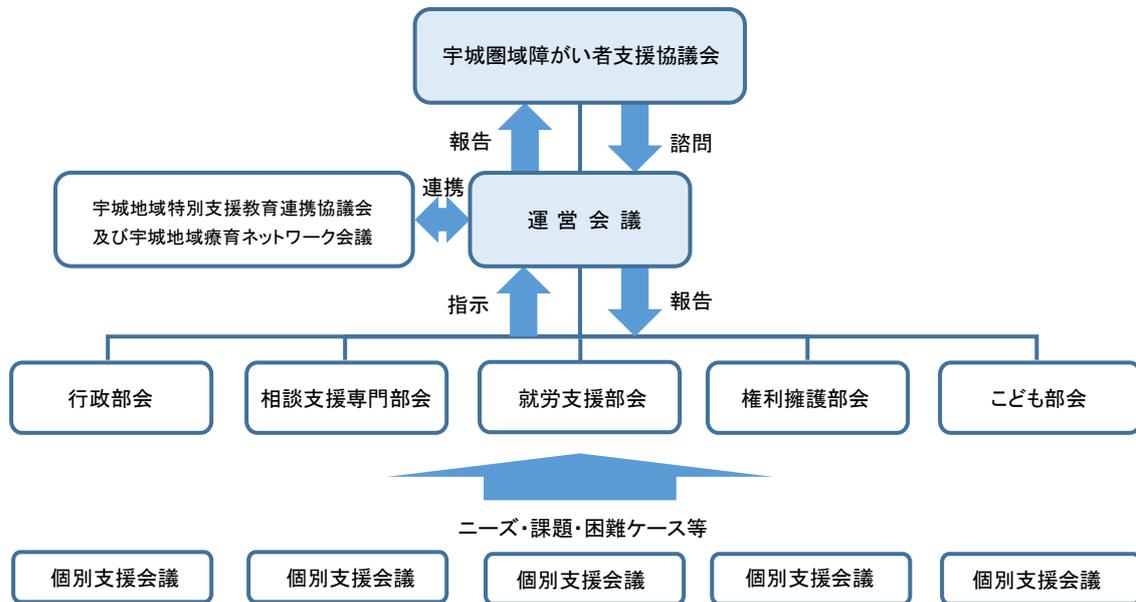
各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況の点検・評価を行います。

障がいのある方や当事者団体等との意見交換等を通じた点検・評価に取り組みます。

(2) 関係機関等の連携

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、福祉サイドのみならず、雇用、教育、医療などの関係機関の連携強化が重要となります。そのため、中核的役割を果たす協議の場として、障害福祉サービス事業者、雇用・教育・医療といった関連する分野の関係者等からなる「宇城圏域障がい者支援協議会」で中立、公平な相談支援事業の運営評価等を実施するとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。また、市民をはじめ、関係する機関が数値目標を共有化し、地域ネットワークの強化に取り組みます。

宇城圏域障がい者支援協議会の概要図



資料編

1 宇土市障害福祉計画等策定委員会設置条例

平成27年3月19日

条例第6号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく宇土市障害者プラン、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく宇土市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく宇土市障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）を策定するため、宇土市障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する意見を市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者及び障害者団体の関係者
- (2) 福祉関係団体の関係者
- (3) 保健、医療又は福祉の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第4条に規定する期間の経過後最初の委員会の招集は、市長が行う。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員又は委員であった者は、正当な理由がなく、委員会の業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後最初の委員会の招集は、市長が行う。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 宇土市障害福祉計画等策定委員会策定委員名簿

	委員氏名	団 体・役 職 名
1	松田 洋実	宇土地区医師会・会長
2	村田 勝義	宇土市身体障害者福祉協会・副会長
3	井上 みか	宇土市手をつなぐ育成会・会長
4	西岡 ミチ子	元宇城難病友の会・事務局長 (NPO 法人宇城そよ風ネットワーク理事長)
5	千代丸 智也	宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい・センター長
6	松田 りか	宇城圏域障がい者支援協議会こども部会・部会長 (一社)未来の種代表理事)
7	高松 大輔	うきうき地域生活支援センター・センター長
8	大道 堅信	指定障害者支援施設 宇城学園・施設長
9	梅田 伊津子	支援センター 銀河カレッジ・施設長
10	横山 幸輝	就労サポートセンターGAMADUS・施設長
11	吉田 光宏	ワーキングオフィスきらり・施設長
12	濱下 かおり	NPO 法人こころ・コミュニケーションの発達支援・理事
13	松久保 和子	宇土市民生委員児童委員連絡協議会・地域福祉部会長
14	石田 泉	宇土市社会福祉協議会・事務局長
15	濱口 由季	健康づくり課・技術総括
16	木村 真一	学校教育課・学務係主幹

(敬称略)

3 用語集

【あ行】	
ICT	「Information and Communication Technology」の略称で、これまでIT(Information Technology)が同義で使われてきたが、国際的にはITに「Communication」を加えたICT(情報通信技術)が一般的であるため、ICTの表現を使用することが多くなっている。
アクセシビリティ	障がいの有無や年齢などに関係なく、だれもが同じように様々な製品や建物、サービスなどを支障なく利用できること。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療管理室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
【か行】	
強度行動障がい	多動、自傷、異食など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示し、日常生活が著しく困難な状態をいう。
高次脳機能障がい	脳梗塞や事故などが原因で脳が損傷したことにより、失語、失行、失認のほか記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどが生じる認知障がいをいう。
合理的配慮	障がいの有無は関係なく全ての人が平等であるということを基本とし、人権と基本的な自由を当たり前に行使できるように、環境の変更や調整といった配慮をすること。障害者権利条約の定義では、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。
【さ行】	
市民後見人	弁護士や司法書士等の資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い市民のうち成年後見に関する一定の知識等を身につけた後見人のこと。

障害者基本法	障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人の福祉を増進することを目的として制定された法律。
障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定められた条約。
障害者雇用促進法	障がいのある人の雇用促進を図るため、事業主の義務や障がいのある人本人への公的支援措置などを規定する法律。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした法律で、平成 28 年 4 月に施行されている。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成 24 年 6 月に障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月に施行されている。
ジョブコーチ（職業適応援助者）制度	障がい者が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて、障がい者が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行う制度。
成年後見制度	判断能力が十分ではない知的障がい者、精神障がい者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度。
ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う考え方のこと。
【た行】	
テレワーク	通信ネットワークを利用して、オフィス以外の場所で働く労働形態のこと。

地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。
地域共生社会	障がいの有無にかかわらず、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指す。
地域生活支援拠点	相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う拠点。
地域福祉権利擁護事業	知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。
トライアル雇用	ハローワークが紹介する労働者を短期間（原則として3か月）雇用し、その間に企業は能力や適性を把握し、労働者は仕事をする上で必要な指導などを受け、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度。
【な行】	
難病	「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされており、令和6年4月1日現在、同法に基づいて341の疾病が指定難病とされている。
【は行】	
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁をなくすこと。

ペアレントトレーニング	保護者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目的としたプログラム。
ペアレントプログラム	子育てに難しさを感じる保護者が子どもの「行動」の理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたプログラム。
法定雇用率	障害者雇用促進法により、従業員が一定数以上の規模の事業主は、その雇用している従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が一定割合以上でなければならないとされる雇用率のこと。
【ま行】	
民生委員	民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間ボランティアで、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務める。また、全ての民生委員は児童福祉法による「児童委員」を兼務している。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰にでもわかりやすく使いやすい施設、製品、情報をデザインすること。

宇土市第4期障がい者プラン
宇土市第7期障がい福祉計画 宇土市第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発 行 宇土市 企画・編集 宇土市役所 健康福祉部 福祉課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町5 1 番地 電話：0964-27-3318(直通) FAX：0964-22-5515

